

地名散歩

第9回 同じ地名を東西南北で区別する

財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

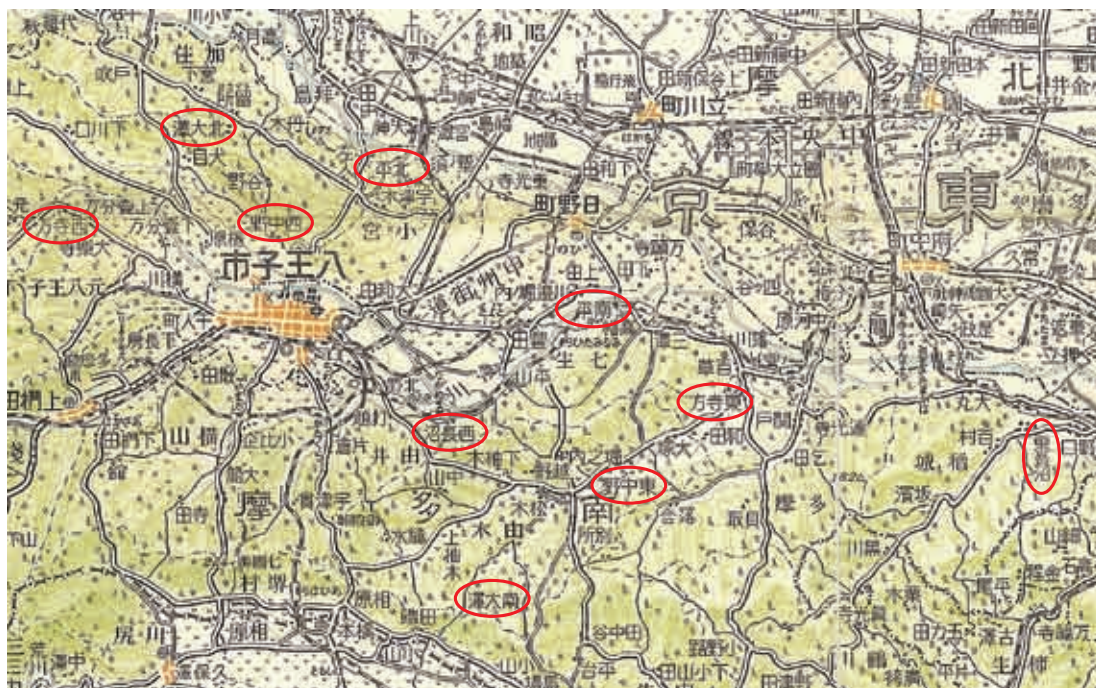
東村山市、東大阪市、東久留米市。いずれも「東」のつく市であるが、意味合いは少しずつ異なっている。最初の東村山市は、中世の武士団である武蔵七党のひとつ、村山党の本拠地である村山地方の東部にあることから、明治22年(1889)の町村制施行の際に野口、^{めぐりだ}回田、^{おんた}久米川、大岱、南秋津の5村が合併した際に命名されたものだ。村山エリアの中であり、その東側という意味である。

東大阪市は昭和42年(1967)に枚岡市・布施市・河内市の3市が合併して誕生した。東村山と違うのは、大阪の中の東側に位置しているのではなく、大阪市の東に隣接しているという意味だ。もちろん大阪府内ではあるので「大阪の中の東側」という解釈が成り立た

ないわけでもないが、この場合は明らかに巨大都市・大阪の「東隣」を意識している。

最後の東久留米市は明治22年の町村制施行の際には久留米村であった。クルメはもともと曲流する川を表現する言葉らしく、市内を流れる黒目川も同じ語源の「クルメ」に由来するようで、かつては久留米川と表記された時期もあり、昭和40年代から行われた河川改修以前には実際に激しく蛇行していた。

村は戦後になって宅地化が進み人口が急増する。昭和31年(1956)に村は久留米町となり、同45年には市制施行を迎えるのだが、「市名は同名を避けるべし」という当時の自治省の方針により、旧国名や東西南北を冠して新市名とするのが一般的であった。高田市(現上



東京府南多摩郡に見られる東西南北のついた地名(○で囲んだもの)。

郡内にある同一名称の村名を区別するための措置であった。

1:200,000 帝国図「東京」昭和9年修正×1.25

越市)と区別するための豊後高田市や大和高田市などが一例であるが、久留米町の場合も同様に福岡県の久留米市(明治22年市制施行)と区別するため、それより東に位置することから東久留米市としている。

ただし西武池袋線の駅名は大正時代に開業した当時(武蔵野鉄道)から同じ理由で東久留米を名乗っていたため、市民にとっても馴染みやすい新市名だったと思われる。駅名の重複回避もやはり同じように大正時代から行われていた。全国規模で旅客や貨物が動く鉄道では遠距離であっても同名の駅は混乱の元なので、それを予防するための措置である。

埼玉県の東松山市も、東武東上線の駅名は武州松山と旧国名を付けて四国の松山と区別していた。しかし比企郡松山町が昭和29年(1954)7月1日に周囲の4村と合併して市制施行した際には武州松山市とはせず、愛媛県松山市より東に位置することから東松山市としている。駅名の方は3か月後の10月1日に市名に合わせて東松山と改称した。

市制・町村制以前に行政区画を定めた明治11年(1878)の「郡区町村編制法」では、広い郡の分割、狭い郡の統合が行われたが、同じ郡内で同一名称の村が複数ある場合にはやはり同様に東西南北を付けて区別する方法が行われた。たとえば明治に入って神奈川県に所属した多摩郡。現在は東京都に入っているが、広大な多摩郡はこの時に東西南北に分けられた。東多摩郡のみ東京府に入り、早い時期に郡の統合で消滅したので、当初神奈川県にあった西南北多摩郡のエリアを指して今でも「三多摩」という。

このうち南多摩郡には中野村、長沼村、大沢村、寺方村、平村がそれぞれ2つずつ存在したため、これらを区別する必要が生じた。たとえば中野村の場合、江戸時代には同じ多摩郡でも「小宮領中野村」と「柚木領中野村」で

区別していたが、郡区町村編制法下では次のように東西南北を付けて区別することにした(「村」は省略)。なお平村だけは双方が小宮領であったため、江戸期には北の方を「山の根の平村」として区別したという。

柚木領中野→東中野	小宮領中野→西中野
府中領長沼→東長沼	由井領長沼→西長沼
柚木領大沢→南大沢	拝島領大沢→北大沢
日野領寺方→東寺方	由井領寺方→西寺方
小宮領平(1)→北平	小宮領平(2)→南平

明治22年の町村制では数か村が合併して「行政村」が誕生したのに伴い、上記の村はそれぞれ「大字」となり、次のようになった。

由木村大字東中野	小宮村大字西中野
稲城村大字東長沼	由井村大字西長沼
加住村大字北大沢	由木村大字南大沢
多摩村大字東寺方	恩方村大字西寺方
小宮村大字北平	七生村大字南平

本来ならばこの時点で東西南北は外しても支障なかったはずだが、そのまま大字となった。それでもその後の自治体の対応によっては東西南北を外して原形に戻したり、まったく別の町名にする例もあった。

たとえば八王子市ではその後西長沼を長沼町、北平を平町とする一方で北大沢は加住町と改称している(北が嫌われたのだろうか)。一方で南大沢の南が外されなかったのは、「外した時期」に市外の由木村に所属していたためだ。また、南平は隣の日野市(旧七生村)なので対応が異なり、その後も南の字が残って京王線の駅名にもなっている。

郡内の同一名称村への対応は南多摩郡だけでなく全国各地で行われており、各所にその名残の「東西南北地名」として健在だ。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本国際地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(財)日本地図センター客員研究員、日本国際地図学会評議員

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 671
2012 December



表紙写真
「氷瀑に挑む」

第27回写真コンクール銀賞
立原 英二●茨城会

地名散歩 今尾 恵介

03 平成24年を振り返る

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 岡田 潤一郎

05 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第8回 土地家屋調査士とADR的業務処理の勧め

境界問題相談センターやまぐちセンター長 浦井 義明

09 FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第2回 国土地理院における東日本大震災への対応について

国土地理院北海道地方測量部長 永山 透

15 第8回国際地籍シンポジウム in 札幌 速報 開催報告

17 全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告

23 我が会の会員自慢 VOL.11

富山会／徳島会

26 連合会ゴルフ大会

大阪土地家屋調査士会 広報部 藤井 洋

27 土地家屋調査士名簿の登録関係

29 会長レポート

32 第6回しずおか境界シンポジウム

「地震だ！津波だ！その時あなたは？」

巨大地震に備える 防災・減災の地域づくり

35 土地家屋調査士新人研修開催公告

近畿ブロック・北海道ブロック・九州ブロック

36 愛知県土地家屋調査士会マスコットキャラクター きょうかい君・あいちゃん

ゆるキャラ®まつり in 彦根 ～キグるミさみっと2012～ に初参加

38 会務日誌

40 国民年金基金から

42 平成25年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

43 ちょうさし俳壇

44 平成24年 秋の叙勲・黄綬褒章

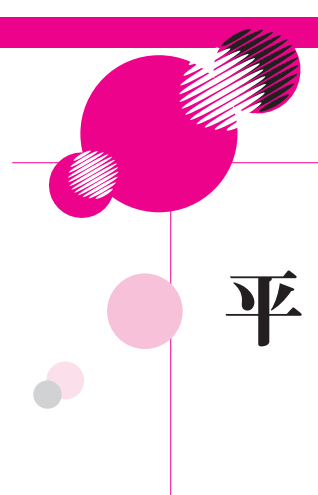
45 ネットワーク50

兵庫会

46 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について



平成24年を振り返る

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 岡田 潤一郎

1. 震災は終わっていない

あの東日本大震災の発生から間もなく丸2年を迎えようとしています。当時の衝撃とがくぜんとした感覚は、私たちが生きてきた全ての時間の中でも最大級のものでした。報道の回数も減り、義援金活動も縮小している中、あの出来事と感じた想いを私たちは決して忘れることなく、次の世代に正確に伝える使命を帯びていると思います。約2年の時を経た今、被災地では、何ができていて、何が足りないか、みなさんの気持ちや想いはどうなのか、きちんと検証して発信しておかないと、将来とんでもなく大きなエネルギーを前にした時に同じように立ち尽くすことしかできないのではないのでしょうか。いまだに、ふるさとの地に還ることすらできない人々の無念を思うと、倒壊建物の調査や地図修正作業の経緯等、私たち土地家屋調査士だから検証しておくべきこと、土地家屋調査士だから伝えておくべきことがたくさんあるはずです。そんな中、この12月には東北被災三会や東北ブロック協議会が協力して、東日本大震災報告会「被災地からの発信」と題してシンポジウムや見学会が企画されました。私たち一人一人が目的意識を確立して参加することが肝要ですし、誰もが受け身ではなく自分たちが発信、伝達するんだという意識が大切だと感じます。

2. 領土

今年は、領土問題が大きく取り上げられた年でした。私たち土地家屋調査士は、平成22年に地域主権戦略会議の議論において、法務局の事務を地方に移管してはどうかという問題が沸き起こったとき、すでに領土問題には警笛を鳴らしてきました。表示に関する登記に関わる者として「地籍情報」としての表題部のありようと、「地籍情報」は、即ち国家・国

土にとって重要なインフラであり、国がしっかりと管理・把握すべきと主張しましたし、今日までその姿勢はゆるぎのないところです。さらには、世界の中の日本という視点からも、例えば将来の世界遺産への登録や申請に際しても法務局備付地図や表題部、建物登記情報を含めた「地籍情報」こそがインセンティブを握る事態をも提言してきました。このことは、私たち土地家屋調査士が、政策提言を継続して発信できる体質に変わりつつあることの証明かもしれません。現在、社会的に国土・領土が注目を集めているという事態は、私たちは、もう事務屋でも登記屋でもない日本の将来を見据えた専門職能への階段をあがるチャンスだと捉えるべきではないでしょうか。

3. 感動

オリンピックイヤーでした。いつもの年以上に熱い夏の夜を過ごした方も多かったことと思います。女子重量挙げの快挙にはじまり、水泳チームの連帯感にグッと、男女サッカーの試合に絶叫、レスリングで力が入り、体操、バドミントン、ボクシング、柔道、卓球、パレーボール、アーチェリー、ボクシング、フェンシングなどなど感動の連続でした。一人の日本に住む者として純粋に「がんばれ!」と毎日叫んでいました。そして、パラリンピックのみなさんにも涙しました。ハンディと真正面から向き合う彼らの輝きは私たちに無形の励ましをもたらしてくれました。

夢は叶わなかったけど、熱いものを残してくれたアスリートもいました。女子柔道の世界選手権2連覇中でオリンピックに一番近いといわれていた浅見八瑠奈選手は、国内の選考大会で初戦敗退してしまい、代表の座を逃してしまいました。ここから彼女が偉いのは、翌週のオリンピック強化合宿に参加し

て代表選手の練習相手になったこと。精神状態やプライドを想像したとき、私たちの日常や業務に置き換えてみても、なかなかできることではありません。

4. ノーベル賞

山中伸弥教授がノーベル医学・生理学賞を受賞しました。数年前に「世界一になる理由は何があるんでしょうか？二位じゃダメなのですか？」と発言したと報道された、時の人もいましたが、日本中がこの快挙に湧き、そして痛快な心地にさせてもらいました。指導教官に「じゃまなか」と呼ばれてもあきらめることなく、病気で苦しんでいる世界中の多くの人々に光を届けるiPS細胞の研究に半生を捧げた姿にも感動します。私たちも学ぶべきことがあるはずです。スケールもフィールドも環境も違いますが、世の中に必要とされる資格者を目指すという部分では共通項もあるはずです。国民の財産のベースとなる、地図や筆界の生い立ちや成り立ち、課題と問題点を腰を据えて研究し社会発信する。いつの日か、若い人には国際社会にも進出してもらいたい。そんなことを考えるのは私だけでしょうか…。幸いにも「地籍問題研究会」が設立されて2年になり、その活動にも工夫と具体性が顕著になっています。多くの土地家屋調査士が「地籍問題研究会」に参加して、私たちの研究が大きなうねりとなるよう努力するときではないでしょうか。

5. じめんのボタンのナゾ いちばんえらいボタンをさがせ

土地家屋調査士の周辺環境もなかなか明るい話題に乏しい昨今でしたが、富山県の小学校に通う子供さんが、学校帰りにふと気付いた地面に打ってあった測量鉋を「ボタン？」と不思議に感じたことから始まる自由研究がこの一年、業界では話題をさらいました。

私たちも小さい時は、例外なくみんな子供でしたし、好奇心に満ちた目を輝かせていた日々があったはずです。大人社会の煩雑さと制約の中で、いつの間にか業界常識に浸かりきってしまった我が身を振返ることのできた、本当に素敵な話題でした。私たちにもう一度勇気と元気をいただける、そんな、心あたたまる出来事だったと思います(連合会報4月

号No.670にて紹介)。

この自由研究にヒントをいただき、小学校2～3年生を対象にした体験型の単行本企画を進めています。自分達の町にも色々な「ボタン」が存在していることを身をもって知ってもらい、それら「ボタン」の一つ一つに大切な意味があることや貴重なメッセージが込められていることなどを伝えてみたいと考えているところです。

6. 廃刀令

時は明治9年「廃刀令」なる太政官布告が発せられました。刀を造ってお侍に提供していた刀鍛冶は、さあ大変です。自分たちしか提供できなかった侍の命なのに明日からお侍は、刀を携帯してはいけなのですから…。仕事は激減、しかたがないので、鍋や鍬を作る鍛冶屋さんに転向するか、軍隊御用達の大手に就職するか、高級刀に特化した刀鍛冶になるか。どの選択が、100年以上が経って現代に残っているのかは、みなさんの判断に委ねます。

私も日本土地家屋調査士会連合会は、「廃刀令」が検討も公布もされないように中央の関係機関と交渉や議論を行うことは当然ですし必然です。ですが、全国1万7千余の会員のみなさんも、それぞれの立場、持ち場で土地家屋調査士制度に誇りを持って対処いただき、国民生活に土地家屋調査士の提供するサービスは必要だと認識いただけるよう一層の意識をお願いします。専門分野の研究や勉強はもちろんのことですし、特別研修の受講もそのひとつでしょう。経験則だけで日々の業務をこなしていたのでは、いつかきっと国民に見透かされ「廃刀令発令」の世論が生じないとも限りません。

7. 時代への扉

連合会報に連載していた日調連研究所の活動経過報告のタイトルです。「あすへのとびら」と読みがなを付けました。これからも土地家屋調査士制度の夢や未来を紡ぎ、明日への架け橋として開かれた組織であるべきとの希望を込め、来るべき新しい年も時代への扉を開けて、風を感じて行動を起こしましょう。

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第8回 土地家屋調査士とADR的業務処理の勧め

境界問題相談センターやまぐちセンター長 浦井 義明

土地家屋調査士業務のADR的業務処理という視点で、日常業務のみならず特に筆界未定地内の解消手続業務について考えてみたいと思います。

ADR的業務手法と名付けたこの稿では筆界特定手続も広い意味でADR的業務手法の範疇に入れます。各会の境界問題相談センターはADRセンターと表記します。

①筆界未定地

山口地方法務局岩国支局管内の保管地図の99.9%は不動産登記法第14条地図(以下「14条地図」という。)に指定されております。そのうち99.5%が国土調査法に基づく地籍図です。管内184,000筆のうち8,200筆が筆界未定地です(平成の大合併前の時点で)。実に全筆の4%が筆界未定地です。これには国土調査による合筆処理の成果不採用地も含まれております。

そもそも、不動産登記法には筆界未定という用語はありません。登記簿に記載の地積の根拠となる地図は存在しますし、筆界並びに筆界線がなければ地積の計算そのものができません。筆界未定地とは、地籍調査事業で地籍簿に地番不明や筆界不明と記載されたものが、国土調査に基づく登記がされない(昭和40年11月6日民事甲第3187号法務省民事局長回答)だけのことです。

筆界未定地は潜在的境界紛争地です。

②判決文－1

筆界未定地内での境界確定訴訟のある判決文を紹介します。

岩国地裁昭和61年2月27日「土地境界確定請求事件」の判決主文に「別紙一物件目録(二)記載の土地のうち、…の各点を順次直線で囲んだ土地は原告らの

共有であることを確認する」とあります。

その判決文の理由に「請求原因(三)〔…20年の経過により、本件土地の所有権を時効により取得した〕及び(四)〔省略〕の各事実はすべてこれを認めることができ…」とあります。

土地境界確定請求事件で時効取得を原因とする所有権の確認判決をしています。

私の学習した範囲では、境界確定訴訟とは所有権の確認訴訟の前提としてするもの、というように理解していましたが、土地の境界線確定を請求したのにいきなり所有権の確認判決を行っているのです。

この確定判決に基づいて、管轄登記所において、その後、どのような「地図の訂正」「地積更正登記」等の登記手続がなされたか、各当事者の関係がどのようになったかは想像にお任せします。

ところで、境界紛争に関して時効を理由とする判決は、隣人同士の境界問題を解決するのではなく、かえって紛争を激化するように思えてなりません。当事者の一人が「先祖伝来のわしの土地を盗んだことを国が認めたんじゃ。許せん」と盛んに言っていたことが忘れられません。

③筆界特定

次に地籍図を14条地図と指定している地域での筆界特定の手法の一部を紹介します。

山口地方法務局平成20年11月19日付「手続番号平成19年37号、38号」筆界特定書中、地籍図に対して「筆界特定にあたっては本件地籍図を有力な資料とすることが相当である」として地籍図を一応は重視しております。

次に特定する手法として「申請人らの設置した境界標が存在していることから、これらの各点を筆界点と特定し、次に本件地籍図の屈曲点をH1点として、その読み取った筆界点を特定することが相当で

ある」と記述しています。

これだけでは、ちょっとわかりにくいかも知れませんが、当事者間に争いがないと思われる点にある境界標識(この点に関しては争いは大ありでした)を与点として、筆界特定するとしています。現況図と地籍図を重ね合わせて、いわゆる「重ね図」の手法で筆界を特定する、としています。

地籍図が作成された工程(基準点測量から細部測量)の逆の工程で筆界点を求める、すなわち基準点からの筆界と思われる点の復元測量という発想は見られません。

法務省作成のパンフレットにあります「筆界はどこ?」「法務局が解決します!」何を解決するのでしょうか。

④判決文－2

地籍図が14条地図に指定されている地域での、最近の判決文の一部を紹介します。

岩国地裁平成21年4月20日「境界確定等請求事件」判決文で「本件係争部分に係る境界は原始境界(ママ)であるところ、土地の区画はもともとは土地の利用を目してなされるものであるから、従来からの土地利用の境界は、土地の原始境界である蓋然性が高いというべきである」とあります。

そして地籍図について「同地積図(ママ)を現地に落とし込んで本件係争部分に係る境界を決定づけるほどの精度のある成果は得られないことが認められるから、上記認定を動揺させるものではない」と結論づけています。

この判決文を、土地家屋調査士の用語では次のように解釈して良いのでしょうか。「この境界確定裁判で争っている、求めようとしている境界は原始境界(不動産登記法という筆界)ですから、そもそも土地の区画(筆界線)は土地所有者が利用している状況を、目で見て判断されるものであるから、従来からの紛争各土地所有者が利用(占有)している境界(現

地での構造物、境目)は、土地の原始筆界である確率が高いというべきである。」と。

この判決文では、原始筆界は現在の利用状況、占有状況で決めるとしています。この裁判では、紛争各当事者が利用(占有)している土地利用の境界(現地での構造物、境目)そのものが争い部分なのですが。

地籍図には現地復元能力はないと結論づけています。裁判官の考え方は現状を固定的に是認する傾向にあります。

私には逆に思えてならないのです。境界確定訴訟でも筆界特定でも、先の筆界特定書にあるように、「筆界特定にあたっては本件地籍図を有力な資料」として、まずは基準点からの個々の筆界点を現地復元測量をする。そしてその後、目してわかる現地の利用状況、書証、人証で判断していくのではないのかと。

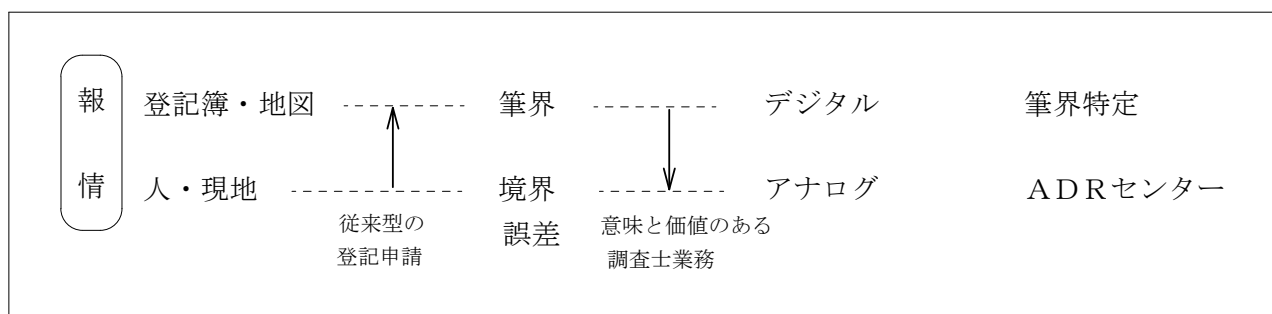
地図上の筆界点に関しては、14条地図であろうと地図に準ずる図面(旧土地台帳附属地図)であろうと、記載の筆界点を現地に復元するという点について精度の制約等、限界はあるかもしれませんが、基本的な相違はないでしょう。

筆界とは不動産登記法第123条「当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線」ではないのですか。

⑤登記情報

登記、地図情報という言葉を入との関係で考えてみたいと思います。登記情報、地図情報、地理空間情報活用法。「情報」という言葉が我々のまわりに数多く出ています。

英語の「information」を「情報」と翻訳したのは明治の文豪森鷗外といわれています。「情」と「報」を逆にして報情と訳しても良かったのです。この稿では便宜上「報情」として、私達土地家屋調査士が日常業務で対象とする登記、地図、人についておおざっぱに略図化して考えてみたいと思います。



登記簿・地図は情報でいうところの「報」の部分にあたる、いわゆるデータです。単なるデジタルデータですので、登記簿・地図に記載事項(地積等)には誤差はありません。誤差があるのは現地の境界であり、現地を測量した面積に誤差があるのです。

感情、情緒を持った人間、人間が決める移り変わる現地の境界は、情報の「情」の部分にあたる、つかみ所のないアナログなものです。

従来型の登記申請という定型的登記申請手続業務そのものは、完全にコンピュータ化され、土地家屋調査士の主たる業務ではなくなると考えられます。それは機械に取って代わられる単なるデジタル業務だからです。

意味と価値のある土地家屋調査士業務とは、単なるデジタルデータに過ぎない登記、地図情報を「情」たる人にとって、わかりやすくする、現地の境界を安定させる仕事ということができると思います。

コンクリートから人へとさかんに言われた時期がありました。土地家屋調査士業務については「地図から人へ、登記手続から登記情報化へ」ということができるでしょう。

⑥分筆登記

私が開業して6年後の昭和62年に「分筆登記による測量と測量による分筆登記」と題する、次のような趣旨の私見を山口会会報に投稿したことがあります。今でもこの不動産登記手続に対する私見は基本的には変わっておりません。

・分筆登記して測量

土地分筆登記申請とは、全ての筆界点の管理を国家(仮称法務省地図情報課)が行い、地図情報課で確認を受けた座標値に基づいて、地積計算図(地積測量図)を作成、添付して登記申請を行うものです。

ただ、これは分筆登記という手続行為が完了しただけであって、現実にはその分割点がどこになるかは、登記完了後、公共基準点に基づいてこの筆界点を復元測量をしなければならないのです。

現在では、いろんな人が現地を測量し、相違する座標値を使用して地積測量図を作成していますが、筆界点の座標値は不動で1つでなければならないのです。

全ての計算を国家が統一管理する座標値に基づいて計算しますので、誰がやっても同じ結果がで

ます。登記された筆界点が現地においてどこになるかという作業が土地家屋調査士の主たる業務になります。

・測量して分筆

現地を測量して分筆登記することもあります。ブロック塀、水路、道路等の構造物で現地を区画し、その区画で分割する場合には、まず先に現地測量をしなければなりません。

この測量は当然、先程の整備された公共基準点に基づいて、構造物等の座標値を求め、さらに既知の筆界点との交点計算等で、分割点の座標値を求めます。この座標値が仮称数値情報課に提出する分割点であり、分筆登記後の不変なる筆界点になります。

以後、水路を付け替えようが道路を付け替えようが、その筆界点は1mmたりとも変わることはありません。現地における筆界点がどこになるかは復元測量すれば良いのであります。土地家屋調査士の専管業務です。

・紛争が増える？

現地における筆界点をめぐって、隣地間で境界紛争があるかもしれません。しかし国家は、筆界点の座標値という数値計算に基づいて登記手続をするのみで、現地における筆界点がどこになるか、そこに実際に杭や構造物があるかどうか、あるいは個人の境界については、一切関知しません。境界についてお互いに争いがあったら、筆界点と境界点について許容誤差の範囲内で争えば良いのです。

ただその前提として、14条地図の基本的使命である現地復元性の維持のための、基準点の充分なる設置、整備と、筆界点の数値情報化はいうまでもありません。

・土地家屋登記地図情報現地復元境界安定調査士

分筆登記申請行為そのものはコンピュータ化され、土地家屋調査士の業務は

①計算した点で分筆登記し、その筆界点を現地に復元測量する

②現地を測量した計算点で分筆登記し、新たな筆界点を創出する

この二つに要約されます。

登記・地図情報を現地に復元し、現地を安定させる仕事である土地家屋調査士業務は名前を変えれば「土地家屋登記地図情報現地復元境界安定調査士」となっていくつあります。

⑦ ADRセンター運営

ADR的業務処理の定義をする前に、ADRセンター業務についての理解が必要であると考えます。

山口会 ADR センター規則では「土地の境界が明かでないことを原因とする民事に関する紛争を」と、センター業務は境界が明かでないことを前提としています。考えようによっては境界を明らかにすることから解決手続は始まると言っても良いでしょう。

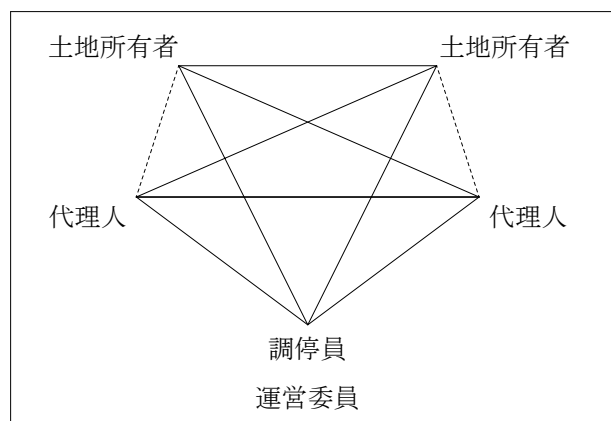
境界が明らかでも、隣人との仲が悪いと紛争は起きます。紛争の主たる原因は境界が明かでないことよりも、隣人同士の仲が悪いことにあります。

平成19年の山口会 ADR センター設立以来5年を経ての教訓と課題として、まずは、調停を進めていく上で、当事者は土地所有者2人とは限らず、調停員をも巻き込み、さらには運営委員、代理人をも巻き込むこともある。下図の星形のようなことになります。

今まで紛争性のある事件を扱うことに慣れていなかった我々土地家屋調査士は、一方当事者への偏りすぎる対応は、問題を解決するのではなく、拡大することに気をつけなければならないでしょう。

今後の課題として、山口会では、従来の事前相談制度を見直し、センター業務から切り離して、認定土地家屋調査士の各事務所で行うよう計画中です。これはセンター利用者の地理的、時間的利便性を考慮したものであり、認定土地家屋調査士の活用を図り、土地家屋調査士の日常業務と ADR センター業務との垣根を低くしようとするものです。

また、今まで行ってきたセンター研修会の主役について、特にロールプレイを中心とする研修会では、調停を行う「調停人」の立場から、ADR センター利用者の「代理人」の立場という設定へと変更しつつあります。



⑧ ADR的業務処理

ADR センターも筆界特定制度も紛争が起きてから利用する機関であり制度です。ADR 的業務処理とは、紛争が起きている訳ではない、起きそうな事件を対象にしています。逆説的に言えば、ADR センター並びに筆界特定制度を利用しないようにする予防的措置業務ともいえます。

ADR 的業務処理を特に筆界未定地の解消手続業務へ積極的に援用しましょう。実は ADR 的業務処理といっても、日常業務とほとんど変わらないものです。

今までの業務では、通常は土地家屋調査士一人で行ってきました。ADR 的業務処理とは、当事者が多数の筆界未定地での業務処理に、2 人の土地家屋調査士、場合によっては3人以上の土地家屋調査士が、土地所有者が ADR センターを利用するケースの代理人になったつもり、調停を主導する調停員になったつもりで、場合によっては筆界特定調査委員になったと仮定して業務対処するものです。

業務受託したときに、すなわち受付面談ないし事前相談を受けたものと仮定して、紛争の原因を究明し、今後どうなるかを仮定シミュレーションする必要があります。一方当事者に偏ることなく、落としどころをどこにするかソフトランディングを考える必要もありましょう。

合戦は始まったときに結果は出ている、ともいわれます。センターが行う解決手続では、結果的に見て、調停に入ったら結論は出たものと思えることがあります。

下等生物は1つの情報で行動します。業務に関する法令及び実務に精通し(土地家屋調査士法第2条)、資質の向上を図るように努め(土地家屋調査士法第25条)、行動の基準が一つ(単純)ではなく、行動の基準が複数である、専門性をもった土地家屋調査士は多角的多面的に書証、人証、物証更には心証、より多くの情報から行動し結論を出します。上等土地家屋調査士「土地家屋登記地図情報現地復元境界安定調査士」として「腕の見せ所」です。

ただ弁護士法第72条にある「法律事務、周旋」ということに関して注意し、さらに、紛争性のある事件を扱うことに慣れていなかった土地家屋調査士にとっては、依頼者の立場に立つ代理人としての心構え、関係当事者との信頼関係に調停員としての心構えの訓練、取得が大事です。

それには ADR センターの関与員、運営委員そして、筆界特定の調査員等に積極的になることによって、経験を積むということが必要でしょう。

FIGワーキングウィーク

東日本大震災特別セッションにおける日本からの報告

第2回 国土地理院における東日本大震災への対応について

国土地理院北海道地方測量部長 永山 透

測量・地図作成分野の約700名の職員を有する国土地理院は、2011年3月11日に発生した東日本大震災への対応に際し、1)地殻変動の把握、2)空中写真撮影、3)浸水範囲概況図の作成、4)ベースマップ・主題図の提供などの活動を展開した。この報告では活動の概要と成果及び見いだされた課題について報告する。

1 国土地理院の概要

国土地理院は政府機関の一つで、測量及び地図作成を担っている。1869年設置の民部官庶務司戸籍地図掛を起源とし、1888年には陸軍参謀本部陸地測量部となり(翌年、参謀本部陸地測量部に改称)、戦後は内務省地理調査所に再編後、1960年に国土地理院と改称。現在は国土交通省の特別の機関と位置づけられている。

主な業務は以下のとおりである。

- 基準点やGNSS観測ネットワーク(GEONET)などを用いた位置情報基盤の整備と維持
- 国の基本図、主題図、標高データ、空中写真などの整備と提供。提供形態として紙地図、デジタルデータ、ウェブ閲覧を含む
- 測量法や地理空間情報活用推進基本法に基づく各種施策の実施
- 関係機関との連携構築、研究開発、普及啓発・広報、国際協力など

国土地理院本院は、東京都心から約50 km北東の茨城県つくば市に位置する。また10の地方測量部等を有し、地域における測量・地図作成行政を実施する。職員数は711名(2012年)、2012年度予算は102億円である。

国土地理院は2001年来、災害対策基本法(1961年制定)に基づく指定行政機関に位置づけられている。同法に基づき防災業務計画を制定し、更に災害対応時の組織的動員を規定した災害対策要領及び業務継続計画も制定している。

計画や要領を制定するだけでは所期の災害対応は実現しないため、国土地理院は毎年9月の総合防災訓練を初め他の機関と連携する防災訓練を定期的に

行い、特に初動の対応能力の確保と維持に努めている。東日本大震災以前では阪神淡路大震災(1995年)、有珠山噴火(2000年)、新潟県中越地震(2004年)が対応した主な災害である。

2 東日本大震災概要

東日本大震災については様々な報告があるので概要のみ記す。平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(本震)は2011年3月11日(金)14:46(日本標準時)に発生した。震源地は宮城県牡鹿半島東南東130 km、震源の深さは24 kmだった(気象庁、2012)。太平洋プレートと大陸プレート境界の断層すべり域は南北400 km、東西150 kmに及んだ。地震の規模を表すモーメントマグニチュード(Mw)は9.0で、我が国観測史上最大、世界でも4番目(1900年以降)の大きさである(USGS, 2012)。広範囲で震度6を超える強烈な揺れが観測されるとともに、巨大な津波を発生させ岩手県、宮城県、福島県を中心に人命や財産が多数失われた。2012年10月17日現在の死者・行方不明者は18,649名である(警察庁、2012)。死者の9割以上は津波による。

この震災は福島第一原子力発電所の重大な事故を引き起こした。緊急炉心冷却装置が働かなかったため炉心燃料が溶融し、原子炉が損傷することにより、多くの放射性物質が周辺に放出された。発電所周辺の住民は放射能汚染から逃れるため避難することとなり、以来厳しい生活を強いられている。

国土地理院本院では主要な機能を有する本館の免震化工事が2010年12月に完了したこともあり、人的・物的被害とも皆無だった。一方、東北地方に配置しているGNSS観測点のうち1点は津波で喪失、

2点は半壊した。また、福島県に設置していた相馬
 験潮場も津波で全壊した。

3 国土地理院の災害対応

国土地理院は、地震の発生と同時に非常体制に入り国土地理院長を本部長とする国土地理院災害対策本部(以下「対策本部」という)を設置した。第一回の対策本部会議は本震の24分後の3月11日15時10分に開始した。対策本部は幹部職員から構成され、必要な措置について議論し対応方針を定めた。図1は国土地理院の災害対応の概要である。

また国土地理院は地理空間情報のニーズの把握や提供のため、主要な関係政府機関に2か月の間リエ

ゾン(連絡調整職員)を派遣した。更に、仙台などの政府現地災害対策本部にもリエゾンを派遣し、現場で復旧・復興活動に用いる地理空間情報を提供した。主な災害対応活動を以下に記す。

3.1 地殻変動の把握

国土地理院は、本震当日から1,240点余りのGNSS連続観測点からなるGEONETで検知された地殻変動の把握に努め、暫定的な変動結果は当日に得た。一週間後には現地で回収したデータに基づき震源に近い「牡鹿」観測点(宮城県)で5.3 mの東方への移動、1.2 mの沈下という観測史上最大の変動があったことが明らかになった(図2, 図3)。

この地震は本震以降も地盤が緩慢に動く顕著な余

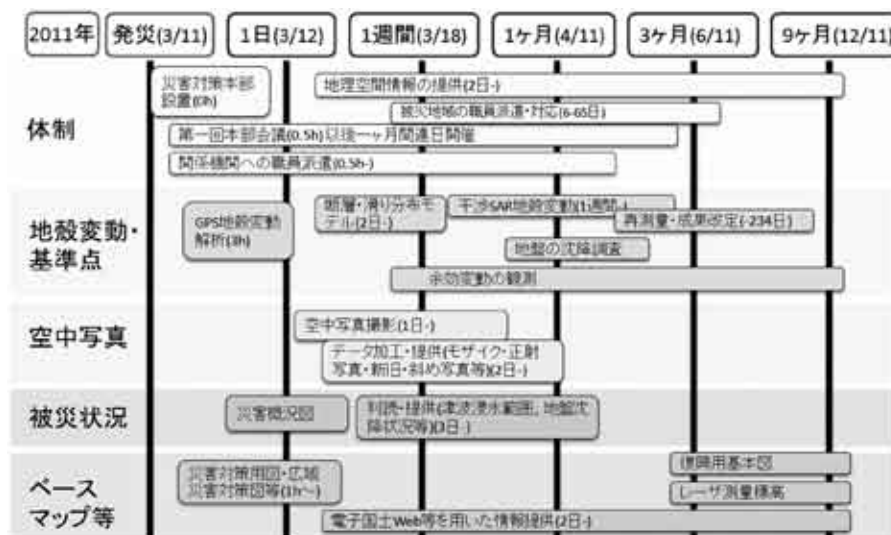


図1 国土地理院の東日本大震災への対応(概要)

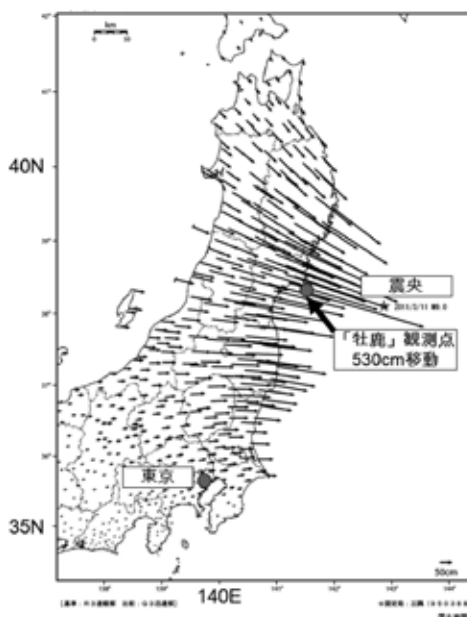


図2 本震にともなう地殻変動(水平)(国土地理院, 2011a)

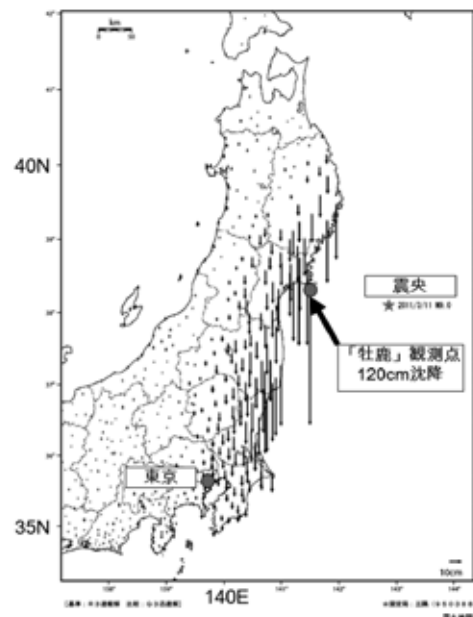


図3 本震にともなう地殻変動(垂直)(国土地理院, 2011a)

効変動を伴っている。2012年9月までに「山田」観測点(岩手県)で東南東へ101 cmの地震後の移動を観測しており、モーメントマグニチュード(Mw) 8.62に相当する地殻の歪みエネルギーが解放されたと推定される(国土地理院, 2011b)。

また、我が国の衛星「だいち」(ALOS)に搭載された合成開口レーダ(PALSARセンサ)により観測された地震前後のデータから干渉解析を行い、面的な地殻変動を把握した。結果は図4に示すとおりで、GNSS観測による結果と整合的であった(国土地理院, 2011c)。

3.2 空中写真撮影

従来、国土地理院は災害発生時に迅速に被災地の空中写真を撮影し、関係機関や一般に提供してきた。本震当日は国土地理院が保有する測量用航空機「くにかぜ III」が法定点検中であったことから、(公益財団法人)日本測量調査技術協会との協定に基づき、

緊急撮影要請に対応する民間測量会社の飛行機の確保をまず行った。同時に関係機関の撮影要望箇所を聞き取り、撮影計画を作成した。

3月12日から13日にかけて好天に恵まれ、主要な被災地域の撮影が実施できた。残る部分は引き続き作業で撮影した。最終的な緊急撮影の範囲は図5の灰色で示した枠内の部分である。撮影された写真は迅速に主要な災害対応機関に配布され、国土地理院のウェブサイトで3月14日から閲覧可能になった。ウェブサイトを閲覧して知人宅が津波で被災していないことを確認し、ほっとしたというような感謝のメールも寄せられた。

空中写真関連の成果としては、単写真、正射写真、正射写真地図(正射写真に地図情報を重ねたもの、図6参照)が主要なものである。場所によっては津波前後の正射写真を並べたものや、斜め写真も整備・提供した。



図4 干渉SARによる地殻変動の把握(国土地理院, 2011c)

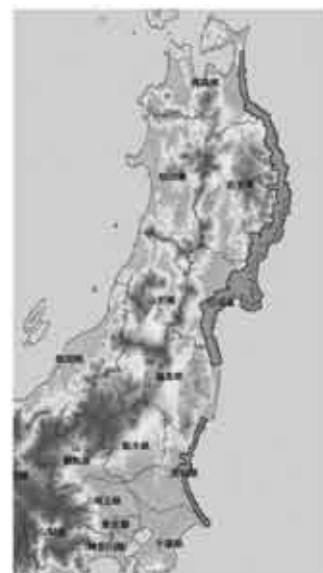


図5 空中写真の撮影範囲(灰色で示した枠内の部分)(国土地理院, 2011d)



図6 正射写真地図の例, 岩手県陸前高田市(画像ID: 10NF671)(国土地理院, 2011e)

3.3 浸水範囲概況図

本震の翌日に被害の大半は巨大な津波により生じたことが明らかとなり、津波による浸水域の特定は救急・復旧活動にとり優先すべき課題となった。国土地理院は3月12日に浸水範囲図作成チームを編成し、3月13日午後から最初に得られた1,900枚の空中写真を判読して、第一版の浸水範囲概況図を3月14日に関係機関に提供するとともに、3月22日からウェブサイトで公開した。撮影された写真が増える毎に図を更新し、最終的には総計561 km²の浸水域を把握した。仙台平野の浸水範囲を図7（灰色に塗った部分）に示す。

3.4 ベースマップ・主題図の提供

災害対応状況の認識共有に使うベースマップ（地形図など）の出力図も関係機関に提供した。また必要に応じて主題図も数種類作成した。そのうちのひとつは福島第一原子力発電所事故に伴う警戒・避難区域図である（図8）。政府において避難区域（当初のもの）が2011年4月22日に発表されたことを受けて、内閣官房と協力して作成し公開した。



図7 浸水範囲概況図（灰色に塗った部分が浸水範囲）、仙台地域（国土地理院，2011f）

3.5 地理空間情報の提供と利用

国土地理院が整備した地理空間情報は主に4つの方法で提供された。一つは陸上自衛隊が被災地に物資輸送する便を利用する方法。二つ目は東北地方測量部及び国土地理院緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を通じて現地で災害対応を行う組織に提供する方法。三つ目は対策本部の下に設置された地理情報支援班（ワンストップ窓口）を通じた提供。四つ目は一般への情報提供として国土地理院ホームページ（www.gsi.go.jp）を経由したものである。

表1は二つ目及び三つ目の方法による提供件数である（仲井ほか（2011））。総計で1,491件数えられ、提供要請者の9割が国及び地方自治体であった。表1の提供実績のほかにも、ウェブサイトを通じて多数の情報が閲覧、ダウンロードされた。

提供された情報の利用事例を若干ではあるが以下に示す。

- 被害の特定、罹災証明書の市民への発行（地方自治体）
- 遺体捜索（警察，自衛隊）
- 基盤施設の被害の把握（国土交通省）

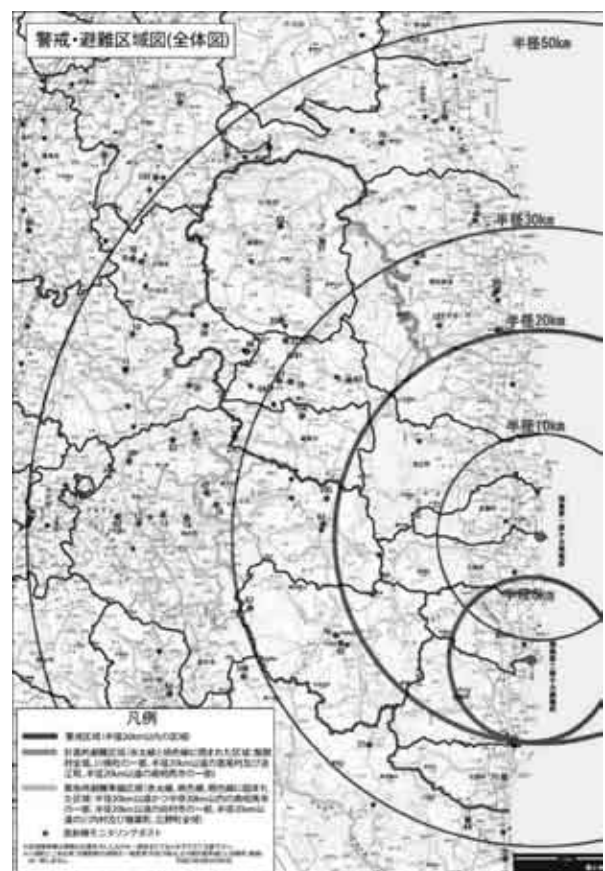


図8 警戒・避難区域図（国土地理院，2011g）
（注：区域指定は以後改定されている）

表1 国土地理院の地理空間情報の提供件数
(2011年3月11日から11月25日まで) (仲井ほか, 2011)

情報種別	国土地理院の判断に基づく提供	要請に基づく提供	計
測地データ	基準点成果	0	7
	地殻変動データ	0	6
空中写真	空中写真	234	73
	正射写真	195	81
	斜め写真	0	6
	正射写真地図	161	59
浸水範囲概況図	浸水範囲概況図	167	175
ベースマップ	小縮尺地図	38	1
	20万分1地勢図	8	0
	5万分1地形図	33	8
	2万5千分1地形図	1	11
	電子国土出力図	3	17
	旧版地図	0	2
	広域災害対策図	6	28
主題図ほか	交通関係復旧状況図	2	0
	災害復興計画基図	4	12
	デジタル標高地形図	1	7
	源泉同心円図	2	15
	5mDEM	0	30
	MMS画像	0	2
	関係機関要定HP	26	2
	特注地図	5	20
	その他	16	27
総計	902	589	1,491

- 被害地域の固定資産税(地方税)減免の検討(総務省)
- 企業が被った影響の分析(企業調査コンサルタント)

3.6 復興支援の取り組み

国土地理院は、災害対応だけでなく、被災地域の復興を支援するための地理空間情報の基盤再興にも取り組んでいる。

第一の分野は測地成果の改定である。前述したように地震により大きな地殻変動が生じたため、地域の基準点の成果の全面的改定が必要となった。まず、GNSS連続観測点の成果を2011年5月に改正・公表し、引き続いて1,900点の三角点と1,900点の水準点の改測を実施した。それらの結果は2011年10月に公表された「測地成果2011」に反映された。この作業は檜山ほか(2011)に詳しく報告されている。

第二の分野としては、被災地域5,320 km²を対象とした災害復興計画基図の作成である。空中写真撮影と縮尺1:2,500の地図作成を内容としており、2012年1月から成果が提供されている。

第三の分野としては航空レーザ測量である。津波被災地域及び地すべりのおそれがある山岳地域を中心として10,876 km²を対象に実施し、得られたデータは5メートル解像度(一部2メートル)のデジタル標高モデル(DEM)に変換し提供された。加えて、津波被災のおそれがある北海道、四国、九州の太平洋岸を中心に海岸線5 km幅の航空レーザ測量も実施している。

4 成果と課題

災害対応の結果として以下の成果が認められた。

- 迅速な情報収集と整備のための一連の行動により、災害対応の比較的初期に情報提供を開始することができた。これは職員の従前の災害対応経験、定期的訓練や事前の機材整備が寄与している。
- 災害対応時における柔軟な情報提供方法の工夫が効果をあげた。地理情報支援班は情報を必要とする組織のニーズに呼応する柔軟な対応を可能とした。また、被災等でアクセスが困難な地域について他の政府機関と連携した情報提供も今回実現した。更に、仙台などの現地災害対策本部にリエゾンを派遣したことにより、災害対応のフェーズが変わることによる地理空間情報のニーズの変化を把握して対応をとることができた。
- 国土地理院の提供した地理空間情報が被害の把握と復興支援において広範に利用されたことが確認された。

一方で、以下の課題も認められ、一層の災害対応能力の向上が求められている。

- エネルギー、通信、施設の一層の強靱化が必要なのが明らかとなった。GNSS観測点からのデータが通信、電気の途絶により失われたり送信が不可能となった。観測点の予備電源は72時間しか機能せずそれ以上の停電には対応していなかった。また外部的な要因だが国土地理院本院も停電やインターネット障害が発生した。これらを踏まえて、自家用発電機、水供給、その他の施設の強化を実施した。
- 地理空間情報の迅速・効率的な整備・提供におお改良の余地がある。震災対応後、国土地理院では対応活動について見直し、改良するよう努めている。改善案のいくつかはその後の防災訓練で実証した。
- 国土地理院の情報提供は全ての利用者のニーズに応えたものでなかった。近年活動が著しい自主的な災害地理空間情報提供者からは、国土地理院の情報提供について技術面・方針面で改善が必要との指摘を受けている。これは、災害対応時の情報提供が救命・復旧に携わる機関(公的機関が殆ど)とウェブサイトを経由した一般市民に重点を置いていたことによると思われる。国土地理院としては、次の災害が来るまでの間、様々な組織と関係を強化し多様な情報ニーズを満足させる情報提供を実現する必要がある。

5 終わりに

国土地理院は東日本大震災への対応活動として地理空間情報の整備・提供を行った。提供した地理空間情報は災害対応機関を中心に活用された。対応活動を振り返ると、成果が認められる一方課題も見いだされていることから、継続的な災害対応能力の向上が必要である。我が国では自然災害の発生は今後もしばしば起こりうることから、国土地理院としては関係組織との協力体制を日頃から構築するとともに、発災時には必要な地理空間情報を適時に提供し、災害対応を支援する所存である。

[参考文献]

- 気象庁(2012)：東日本大震災 ～東北地方太平洋沖地震～ 関連ポータルサイト <http://www.jma.go.jp/jma/menu/jishin-portal.html> (2012年10月22日閲覧)
- 警察庁(2012)：平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置 <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf> (2012年10月22日閲覧)
- 国土地理院(2011a)：GPS連続観測から得られた電子基準点の地殻変動, <http://www.gsi.go.jp/chibankansi/chikakukansi40005.html> (2012年10月22日閲覧)
- 国土地理院(2011b)：平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の地震後の変動と滑り分布モデル(暫定) <http://www.gsi.go.jp/cais/topic110314-index.html> (2012年10月22日閲覧)
- 国土地理院(2011c)：東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動を面的に把握～最終版を作成～ <http://www.gsi.go.jp/uchusokuchi/uchuusokuchi40010.html> (2012年10月22日閲覧)
- 国土地理院(2011d)：被災地周辺の空中写真 http://portal.cyberjapan.jp/denshi/index3_tohoku.html (2012年10月22日閲覧)
- 国土地理院(2011e)：平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震正射写真地図三陸南地区(2) http://saigai.gsi.go.jp/h23taiheiyo-zort/map/sanrikus/index_sanrikus_N.html (2012年10月22日閲覧)
- 国土地理院(2011f)：10万分1浸水範囲概況図 <http://www.gsi.go.jp/kikaku/kikaku60003.html> (2012年10月22日閲覧)
- 国土地理院(2011g)：福島原発事故関連, <http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23genpatsu.html> (2012年10月22日閲覧)
- 仲井博之, 永山 透, 林 保, 津久井 誠, 瀬川秀樹, 秋山一弥, 松本 哲(2011)：東日本大震災に対する国土地理院の取り組み, 国土地理院時報, 122, 1-10
- 檜山洋平, 山際敦史, 川原敏雄, 岩田昭雄, 福崎順洋, 東海林靖, 佐藤雄大, 湯通堂亨, 佐々木利行, 重松宏実, 山尾裕美, 犬飼孝明, 大滝三夫, 小門研亮, 栗原忍, 木村勲, 堤隆司, 矢萩智裕, 古屋有希子, 影山勇雄, 川元智司, 山口和典, 辻宏道, 松村正一(2011)：平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に伴う基準点測量成果の改定, 国土地理院時報, 122, 55-78
- USGS (United States Geological Survey) (2012)：Largest Earthquakes in the World since 1900, http://earthquake.usgs.gov/earthquakes/world/10_largest_world.php (2012年10月22日閲覧)

第8回国際地籍シンポジウム in 札幌

速報

開催報告

第8回国際地籍シンポジウムが、冬の到来を思わせるような天候の中、今年10月19日(金)に札幌市中央区の札幌グランドホテルにおいて、国際地籍学会の主催、地籍問題研究会の共催で、日本土地家屋調査士会連合会が実施機関となり、メインテーマを「災害からの復興」と題して、日本、韓国、台湾の3つの国と地域から多くの研究者が参加して開催されました。

シンポジウムに先がけ、歓迎のパーティーが韓国、台湾の出席者と全国の土地家屋調査士会会長、連合会役員が参加して、前日18日の午後6時30分から同ホテル2階のグランドホールで開かれ、翌日の発表に向けて懇親を深める場となりました。

シンポジウムは、19日の午前9時30分から開会式と基調講演があり、つぎに、会場を二つに分けて午後4時まで研究発表会があり、午後4時からは参加者全員がひとつの会場に集合して、発表内容の総括と閉会式を行いました。

その後、国際地籍学会総会が開催され、午後6時30分の総会の終了時間まで熱心な話し合いがなされました。

基調講演は、元吉備国際大学教授・元JICA専門家の坂本勇様により「津波災害後の、インドネシア(アチェ)と日本(東北)における土地権利の擁護と回復」の標題でなされました。

坂本勇様は、東京都青梅市に東京修復保存センターを設立し、文書の修復や保存の専門家として活躍されており、平成16年12月にインドネシア、アチ



ェ州の津波で被災した土地台帳や原図等の救出と復旧の活動に貢献され、昨年の東日本大震災におきましても、仙台法務局気仙沼支局や盛岡地方法務局大船渡支局の津波被災の登記簿等の救出と復興に従事なさいました。

現在はインドネシアを拠点として、古代樹皮紙の研究、伝統樹皮布・紙の産業の保全のための活動をされています。

これらの経験と活動の視点から、現在の日本では電子データや紙により保存されていますが、地震や津波の被災に対する備えについてどうあるべきかという、提案を含めた講演がありました。

論文発表は、「災害復興に向けた地籍、政策、教育の推進」、「災害における地理空間情報の活用」、「災害に対する地籍測量と地図作成技術の革新」という3つのテーマで行われ、日本、韓国、台湾から6人ずつ18人の発表がありました。

発表内容の詳細は次回とさせていただきますが、各人持ち時間25分という短い中で行われました。発表後に質問の時間も設けられておりましたが、熱心な質問によって次の予定に食い込むほどの発表もみられました。

発表者は、次ページのとおりであります。



連合会広報部 岩瀬正知

国際地籍シンポジウム発表者

論文発表1 会場1 (グランドホール)

- | | |
|------------------------------|----------------|
| <日本>三嶋 裕之 (Mishima Hiroyuki) | 兵庫県土地家屋調査士会 会員 |
| <韓国>金 榮學 (Kim, Young-Hag) | 清州大學校 教授 |
| <台湾>董 荔偉 (Tung, Li-Wei) | 内政部國土測繪中心 技士 |

論文発表1 会場2 (金枝の間)

- | | |
|------------------------------|------------------|
| <韓国>姜 相求 (Kang, Sang-Gu) | 大韓地籍公社 責任研究員 |
| <台湾>李 訢卉 (Li, Janet) | 台灣世曦工程顧問有限公司 工程師 |
| <日本>宮下 和美 (Miyashita Kazumi) | 長野県土地家屋調査士会 会員 |

論文発表2 会場1 (グランドホール)

- | | |
|---------------------------|------------------|
| <韓国>李 廷彬 (Lee, Joung-Bin) | 大韓地籍公社 次長 |
| <台湾>劉 家鈞 (Liu, Jia-Jun) | 臺北市府地政局土地開發總隊 技正 |
| <日本>藤井 十章 (Fujii Kazuaki) | 兵庫県土地家屋調査士会 会員 |

論文発表2 会場2 (金枝の間)

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| <台湾>江 渾欽 (Chiang, Hun-Chin) | 國立台北大學不動產與城鄉環境學系 副教授 |
| <日本>菅原 唯夫 (Sugawara Tadao) | 岩手県土地家屋調査士会 会長 |
| <韓国>李 範寛 (Lee, Beom-Gwan) | 慶一大學校 教授 |

論文発表3 会場1 (グランドホール)

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| <台湾>周 天穎 (Chou, Tine-Yin) | 逢甲大學地理資訊系統研究中心 主任 |
| <日本>山谷 正幸 (Yamaya Masayuki) | 旭川土地家屋調査士会 会長 |
| <韓国>姜 相求 (Kang, Sang-Gu) | 大韓地籍公社 責任研究員 |

論文発表3 会場2 (金枝の間)

- | | |
|-----------------------------|------------------------------------|
| <日本>今瀬 勉 (Imase Tsutomu) | 日本土地家屋調査士会連合会 研究所研究員 |
| <韓国>林 成河 (Lim, Seong-Ha) | 大韓地籍公社 代理 |
| <台湾>曾 耀賢 (Tseng, Yao-Hsien) | 中華民國地籍測量學會 副祕書長、
内政部國土測繪中心 簡任技正 |

全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告

本年9月から11月にかけて、全国361か所で各土地家屋調査士会主催による全国一斉不動産表示登記無料相談会が開催されました。

連合会広報部では広報部役員及び広報員が所属するブロック協議会で開催された相談会を取材いたしました。その模様を報告いたします。

関東ブロック協議会(東京会)

法の日「全国一斉不動産表示登記無料相談会」が、10月1日を皮切りに10月26日までの期間、62の会場で開催されました。まずは1日の八王子市役所1階ロビーでの相談会へ取材に行きました。八王子市は、東京都心から西へ約40 Kmにある人口55万人ほどの都市で、東京法務局3支局のうちの八王子支局管轄になります。当日は、市役所正面玄関を入った左手に相談コーナーを設け、八王子支部(早川政人支部長)のメンバーが相談にあたっていました。この日の相談は6件で、土地分筆、地積更正、境界確認、関連相談として権利関係、税金関係等が相談されていました。

東京会の無料相談会の取組みですが、10月20日(土)に、十士業によるよろず相談会を新宿駅で10時から17時までの間行いました。このよろず相談会は今年で

18回目で、200名を超える利用者がありました。土地家屋調査士会の案件が20件ほどの盛況でした。次年度は、東京会が幹事会となって他の士業関係者の先頭に立って開催することになっております。十士業相談会の場合、相談者の問題を解決に向けワンストップでアドバイスをすることができて好評となっております。また、開催場所は普段いろいろなイベントを行っている新宿駅西口広場イベントコーナーで、注目度は高くなっています。

ほかに、9月23日(日)「全国一斉！法務局休日相談所」東京法務局主催の相談会が本局と八王子市学園都市センターの2か所で行われ、私たちも相談員として参加いたしました。こちらは、相続登記、成年後見、遺言についての講演会、それに事前予約相談の内容でした。法務局職員の方との相談体制は問題に対して広く深く対応ができて好評でした。当日の相談

は、相談者に納税通知書と関係資料を持参していただき、未登記建物をどのように登記したらよいかとの内容でした。都内においてもまだまだ沢山の未登記建物があると思います。今後、首都直下地震にも備え、未登記建物解消を積極的にアピールする必要があります。

また、東京会の会館においては、毎週、月木に相談を行っています。東京会での相談は無料相談ですが、ADR相談では無料事前相談、有料相談を実施している会が増えてきているように思われます。お話を聞いてみると、有料相談では相談者の真剣味が違うとのこと。実際、相談を受けていて感じるのは、30分ほどの無料相談では本論に行く前段の説明でお話が終わってしまうことが多く、じっくり時間をかけた有料相談のニーズがあるのかなと思います。いろいろな相談会を用意し、問題解決に専門家として力になればと思っています。

広報員 羽鳥光明(東京会)



近畿ブロック協議会(京都会)

京都土地家屋調査士会では、「全国一斉不動産表示登記無料相談会」を、京都地方法務局の後援を



受け、10月14日(日)に開催いたしました。会場は、京都土地家屋調査士会館の他に、道の駅ウッディー京北、長岡京市中央生涯学習センター、南丹市国際交流会館、舞鶴市商工観光センターの5か所で同時開催です。今回取材を行った土地家屋調査士会館会場においては、土地家屋調査士6名と京都地方法務局から現役の登記官2名の相談員体制で、ローテーション(交代制)を組んで相談対応を行っていました。

1. 相談会開催前の準備と市民へのアピール

FMラジオ放送での開催通知や、最寄りの駅で直接呼びかけ(500枚のビラ配り)、法務局や市役所におけるポスター等で、相談会開催のアピールを行ってきました。もちろん、京都会のホームページでも開催告知を実施しています。相談者のアンケートによれば、相談会を知ったきっかけは調査士会ホームページがダントツの1位でした。相談に来られた方は比較的高齢者が多く、きっかけは「ホームページを見た」とのことであり、意外にも高齢者の方でもホームページ検索による開催告知が効果的という結果であり、インターネットが市民に根付いていることを実感しました。不安や悩みを抱えている人は、インターネッ



トを駆使して自ら情報収集し、相談窓口を探したり、知識を吸収しているといえるでしょう。

2. 相談内容と傾向

相談内容については勿論、詳細な内容は部外秘扱いであります。資格者として相談傾向を分析し、社会に役立つ情報発信をしていく材料にする必要があります。今回の取材では、簡単に相談分析をしたところ、以下の相談内容が比較的多くありました。

- ・境界確認の立会を求められているが、どのように対応するべきか
- ・相続による遺産分割について、不動産を分割したい
- ・私道との境界が不明である、明確にしたいが対処方法は

「私道との境界」については、歴史ある京都市独自の事情を反映しているようで、地域性を色濃く残す問題と思われます。(京都市内には「私道」が非常に多いそうです。)多く寄せられる相談については分析し、わかりやすい情報発信へと繋げていくことが必要であると感じました。

3. 次年度に向けて

今後も市民サービスと広報事業を兼ねた「無料相談会」は続けられます。京都会は相談内容の傾向分析を行い対応方法を検討し、より良い相談会へ進化していくと思います。情報収集の手段として国民

にインターネットが根付いてきたことは明らかであり、事前に市民に向け、相談会があることを如何に告知するかはひとつのテーマでしょう。これまでの相談内容の分析結果から、ホームページ等で対処方法を明示することも必要かもしれません。

相談すべき事案を抱えている市民は多くいます。今後は相談会の開催告知をより丁寧親切なものとし、市民生活に根付いた「相談会」になっていくことが大切で、京都会の取組みは、ひとつのモデルになるものと思われます。

連合会広報部理事 眞鍋 健

中部ブロック協議会(三重会)

津地方法務局職員と合同相談会開催の三重会会館取材しました。昨年の相談者1組という事前広報の不十分さの反省に立ち、今年はできることはやってみるの気概を持って広報活動に取り組みました。

三重会ホームページ(以下「HP」という。)の相談会案内はわかりやすく工夫を凝らし、ポスター・チラシは、法務局本局と3支局、津市役所と近隣4市町役場、津市出先機関16出張所、近隣市出先機関23センターに掲示、設置。市



広報誌の記事掲載は締め切られていたため、市内自治会掲示板806か所へのポスター掲示と回覧板209組を配布。自治会ごと掲示か所数のポスターを封筒に分け入れ市に持ち込み、自治会への配布を依頼。市政記者クラブ19社に事前広告を依頼、ケーブルTV催し物案内で2週間の広告放送ほか、人目につく場所へのポスター掲示など、役員・事務局一丸となって周知に心を砕きました。

当日10月13日(土)、天候に恵まれた爽やかな一日。会場は目印となるのぼり旗10本が青空になびき、大小看板3つを設置。相談員は法務局職員2名と本会役員4名。電話予約3件ありと聞くも、不安・心配・期待が入り混じる中、10時の開始を前に相談者が来館。役員同士視線で交わす、やったあ〜！うれしい！心の声。その後も途切れることなく昼食は交代で、終了予定時間を超えて11件の相談を受けました。相談会の情報源を伺うと、ポスター・TV等で得た情報をさらにHPで確認された方が多く、HPの重要性を感じ、また、自治会掲示板や回覧板は思った以上に成果があることがわかり、興味深いのと同時に喜びでした。

内容は深刻なものから、将来的に不安があり安心しておきたい程

度のものまで様々で、解決、或いはその糸口を得て納得して帰っていただけることを優先し対応しました。

なお、三重会では支部において8会場で相談会を開催しました。無料相談会は、市民生活を送る上で土地家屋調査士が身近な資格者であること、土地家屋調査士制度・登記制度は、なくてはならない制度であると感じていただく絶好の機会であり、今後も柔軟な事前広報の模索が必要と感じました。

広報員 上杉和子(三重会)

中国ブロック協議会(山口会)

表示に関する登記と土地家屋調査士制度の重要性を国民に広く周知することを目的とした、全国一斉不動産表示登記無料相談会も今年度で3回目を迎えることになった。法の日(10月1日)を中心として行われるこの企画を、山口県土地家屋調査士会では、少し早いあぜ道には彼岸花が咲き乱れている9月23日の日曜日(10時から16時)、県下6会場において、法務局休日相談所に参加し実施された。各会場では、相談会場のある地元の支部の会員が境界や表示登記に関する相談に應對していた。3会場が商店街、商業施設の中に



設けられ、また、休日とも重なったため、相談者も多く、活気のある相談会であった。

(会場)

フジグラン岩国(岩国市)
山口地方法務局周南支局(周南市)
Nac 中市コミュニティーホール
(山口市)

サンライフ萩(萩市)
宇部地方合同庁舎(宇部市)
しものせき市民活動センター
(下関市)

(広報活動)

ポスターの掲示、チラシの配布
連合会広報部長 戸倉茂雄

九州ブロック協議会(熊本会)

今年度の熊本会の取組みとして10月1日(月)から13日(土)までの13日間、県下18か所の会場で「全国一斉登記・法律無料相談会」が実施される中、今回は10月6日(土)に行われた7会場のうちの熊本市・宇城市・植木町の3か所の取材を行いました。

今回の無料相談会における広報活動としては、チラシの配布及び市町村広報誌等への掲載による宣伝広告を行い、周知を図ったそうです。

その甲斐あってか、最初に取材した植木町では朝早くから待つ





植木町 会場

おられる相談者があり、そのうち表示に関する相談も1件ありました。

平成24年7月の「九州北部豪雨災害」において、熊本県も阿蘇町を中心に甚大な被害を受けたため、相談件数に関しては若干多くなるのではないかと予想していたのですが、それほどではありませんでした。

宇城会場にて無料相談会の相談員として待機されていた熊本会の中島副会長に被災地の現在の状況をお聞きしたところ、被害にあった場所は未だほとんど手付かずの状態であり、復旧に向けて、現状の把握を進めているような状態のため、被害を受けた方は、まだ相談できる状況にないのではないかとのお話でした。そのためか、今回の無料相談会の相談者が予想したほど多くはなかったようです。

今回の相談会における相談件数は、最終的に県下の全会場を合計して17件でした。

熊本会は、毎年、司法書士会と合同にて相談会を実施していることもあり、会場内の受付や案内等に関してはスムーズに行われている印象を受けました。今回は、私の予想していた相談者数よりも少ない結果となりましたが、復旧が進むにつれ、様々な問題が発生し

てくる可能性は十分にあります。そのためにも定期的に、このような相談会を行い継続し信頼を得ることが土地家屋調査士制度の発展にも繋がるのではないかと思います。

広報員 日野智幸(福岡会)

東北ブロック協議会(岩手会)

岩手会の相談会は、文字どおりの台風一過の10月1日に県下一斉で、公共施設や会員の事務所で開催されました。

盛岡支部では7つの会場で開催されるとのことでしたが、盛岡支部は南北、東西とも80 Kmもある広い地域であり、相談会の開催時間の範囲内にその全部は回れないとお聞きして、盛岡駅前のアイーナの会場と滝沢村公民館、矢巾町商工会館、紫波中央公民館の4か所を訪問させていただきました。各会場とも土地家屋調査士と司法書士の二つののぼりとポスターが掲げられておりました。

盛岡支部では、相談会の開催案内を市町村の広報誌やタウン誌に掲載しており、その記事を見てアイーナの会場では開場時間の前に相談に訪れた方がおられたとのことでした。各会場の相談の件数ですが、平成4年頃から司法書士さんと共同開催していることもあ

り、相続に関係する案件が増えてきている傾向にあるとのことでした。

土地家屋調査士に関する相談ですが、土地の境界紛争に関わること、また相談に来られるのが地元の住民の方が多いことを考慮して、相談員は、相談会場からなるべく離れた場所に事務所がある土地家屋調査士を派遣するという工夫がなされておりました。相談者の利便と支部の管轄地域が広いということがうまく結合しているからできることだと思いました。「会場まで車で1時間以上かかりました。」と笑って話をしてくれた相談員がおりまし、同じ会場に親子で派遣されている土地家屋調査士とお話しする機会もありました。いずれの皆さんも事務所を開店休業にして相談にあたっていることに感謝した次第でありました。

この相談会の開催のほか、盛岡支部の社会貢献の一環として、「毎年清掃活動や献血を続けている。」とお話も伺いました。

相談会の会場を住民の生活の場に近い公民館など地域に密着したところで開催することと、地道なことを定期的に継続して活動していくことが土地家屋調査士の外部広報にとって大切なことだと感じさせられました。

連合会広報部次長 岩淵正知



北海道ブロック協議会(函館会)

函館会は、北海道の南部の渡島半島を管轄区域としております。どこから半島の付け根が始まるかは判りませんが、この半島の2市19町に事務所のある60余名の会員で組織されております。少ない会員数だからこそという相談会が企画され開催されておりましたので、ご報告させていただきます。

函館市の中心部五稜郭公園にほど近いベルクラシック函館で、10月28日の日曜日に開催されるという案内がありましたので、お伺いいたしました。会場は、ブライダルなどにも利用される豪華な会館で、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会函館支部のご協力を得て、一般消費者が関わる不動産取引における消費者の利益の保護と健全なる取引の推進を図るといふ、不動産の取引の視点からの相談会が開催されておりました。

今年は、一般の市民が不動産に関係する知識取得の機会の拡大に

なればということで建築士を講師としたセミナーを開催し、もうひとつ新たな取組みとして、共同でこのセミナー会場に隣接した場所に不動産に関する相談会場を設営したとのことでした。相談のブースは二つあり、ひとつを不動産一般相談コーナーとして宅地建物取引業協会の会員が担当し、もう一方を不動産表示登記相談会として土地家屋調査士の会員が担当して、市民の皆様の相談を受け付けておりました。

当日は、低気圧の通過に伴い、風が強く雨混じりの足元が悪かった天気の影響もあり、相談に訪れる人は少なめでしたが、それだけに相談に来られた方は、熱心に話をされておられる様子でした。

毎年恒例として実施している司法書士、行政書士等と連携して行う相談会は既に完了しておりましたので、今般の呼び掛けに応じて、このような開催を企画したとのことであります。

辰巳会長さんからは、これらとは別に、先に函館地方法務局との共同で実施した相談会が大変に盛況であったことを受けて、今年2回目の共同開催を決めたとお聞きしました。

少ない会員数でも、いろいろな機関と協働することにより社会貢献できることを学ばせていただく

とともに、函館会の啓発活動に対して関心をいたした次第であります。

連合会広報部次長 岩渕正知

四国ブロック協議会(徳島会)

台風一過で晴天の10月1日(月)、10時から15時の間、徳島県土地家屋調査士会館で行われた無料相談会取材してきました。

徳島会では、毎年4月・8月・10月の1日に徳島県土地家屋調査士会館と会員の各事務所で定期的に開催しています。

告知は、徳島新聞社・朝日新聞社徳島支局及びNHK徳島放送局・四国放送の地元メディアに依頼。各事務所にポスターを掲示。また、当日9時55分から5分間、牛田広報委員への取材という形で徳島県土地家屋調査士会館からライブでラジオが放送されました。インタビュー方式で、内容は土地家屋調査士の仕事とは、境界について、なぜ境界紛争がおこるのか？無料相談会に行くのに用意する物等。

来場者は、ラジオを聞いて訪れた64歳男性1名。相談内容は、地積更正についてでした。

1週間前の9月23日(日)、法務局が「全国一斉！法務局休日相談所」を開催。徳島県下では、徳島



不動産表示登記相談会ポスター





市の駅ビル内、阿南支局、美馬支局の3か所で開催。内、駅ビル、阿南支局2か所へ取材に行きました。

開催主旨は、休日に開催することで、平日に法務局の相談窓口を利用できない方に利用していただく機会を設けるとともに、これにより、多くの県民の方々に法務局の業務を知っていただくというものです。また、相談担当者も法務局職員ではなく、土地家屋調査士や人権擁護委員、公証人という専門家にも相談ができるということになっていました。

市町村役場の窓口や図書館・公民館にチラシを設置、各市町村の広報誌や新聞・ラジオ・テレビ等での告知という形で広報活動が行われたようです。

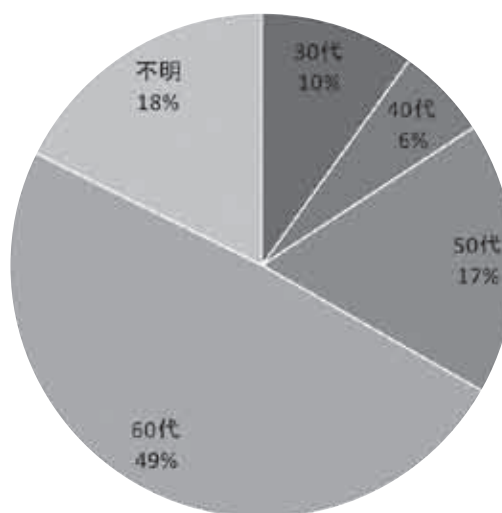
徳島県土地家屋調査士会館での相談は1件でしたが、町の広報誌によれば同月弁護士の無料相談会や10月1日で十と一で土の日として、不動産鑑定士が無料相談会を開催されていたとありました。そのため分散し、相談者が少なかったのではと推測されます。

法務局の全国一斉無料相談会の内訳

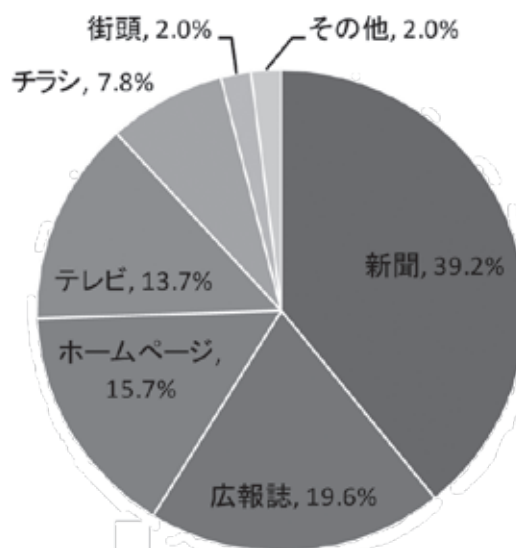
○相談件数

開催地	相談件数	表示登記についての相談
徳島市	86	(10)
阿南市	11	(2)
美馬市	4	(1)

○相談者年代



○何で知ったか？



広報員 小倉修二(徳島会)

我が会の会員自慢

VOL. 11

富山会 『名物チンドンマン!』

富山県土地家屋調査士会 留崎 耕二

富山会の留崎耕二会員は、子供から大人まで誰しも知っている、みんな大好き「チンドンマン」(羨ましくも、その知名度は土地家屋調査士以上)です。

普段の留崎会員は、その真面目さゆえ、あまり目立たずに(決してでしゃばらず)、土地家屋調査士として静かに日々誠実な業務をこなすが、ひとたびチンドンマンに変身すると、人を楽しませようとの思いと本人の一人倍優しい人柄が、思いもよらない奇抜な姿と笛や太鼓の響きで大きく拡張され、集まった聴衆を微笑の世界へと誘ってくれます。

あらためて見ると、チンドンマンはどこかおかしく、なぜか懐かしい、男女を問わず、子供も大人もなく、人を優しい気持ちにさせてくれる素敵な存在だと気付かせてくれます。ひいては、人々を幸福にし、世の中を平和にする力は、本当はこんなところから生まれてくるのかもしれないと思いました。

富山県土地家屋調査士会 広報部長 経澤 達朗

チンドンマンは、言わずと知れた昔ながらの町のエンターテイナーです。今から150年以上も前の江戸時代、1人の飴売りが落語の宣伝を引受け、街頭で演技したのが「チンドン」の始まりということです。

ところで、毎年富山で「全日本チンドンコンクール」という催しが行われていることを皆さんご存知でしょうか。この「全日本チンドンコンクール」は、昭和20年の富山大空襲で焼け野原となった戦後の復興期に町を活気づけようと始まった催しで、昭和30年の第1回開催から今年(平成24年)で第58回目を迎え、平成

23年は東日本大震災で中止したものの、継続開催という面では日本一の伝統を誇る富山の名物イベントです。

開催中、市内には派手な衣装を身にまとったチンドンマンが奏でる笛や太鼓、三味線などによる郷愁メロディーが鳴り響き

ます。東西から集まったチンドンマンに日本一を競わせてきたこのイベントが、彼らを「術」と「芸」を兼ね備えた存在に変えていったそうです。

6年前、ある人から、富山市主催の「(無料で約5か月、太鼓のたたき方や口上の言い回しなどをプロが指導する)チンドンマン育成講習会」のビデオ撮りを依頼され、最初は見ているだけでしたが、市の観光振興課の担当者から、「やってみないか(実は人数が足りなかった)。」と誘われたのがチンドンを始めたきっかけでした。チンドンについてはほとんど知識もなく、ましてやる気などなかったのですが、音楽には少し興味があったので、講習を最後まで受けました。図らずもその間に、チーム「ぼーと来夢」のメンバー6名が決まり、平成19年のチンドンコンクールに出演することになってしまいました(寸劇は、富山ライトレールのポートラムを題材にしたもの)。楽器は借り物のチンドン太鼓、衣装も借り物で、いよいよ本番となると緊張しましたが、グループ演奏という強みでなんとか無事に終了し、翌日のパレードにも出演しました。その時は、「今回は最初で最後」と思っていました。その後も時折、当時のメンバーから、「いろんなところから演奏依頼があるのでやってみないか。」との誘いがあり、今日に至っています。



全日本チンドンコンクール出演中の留崎会員



普段の留崎会員



地元商店街で演奏する(左から3人目)留崎会員とその仲間たち



第13回素人チンドンコンクール最優秀賞受賞

練習は、富山市民芸術創造センターという施設をお借りして、月2回、夜7時から2時間程度行っていますが、メンバーは主に会社員ですので全員そろうだけでも一苦勞です。時折舞い込んでくる依頼は、デイサービス、祭りの前座などで、2か月に1、2度、本業に支障のない程度に行っています。これらはすべてボランティアですが、デイサービスなどでお年寄りに喜んでもらえるのがうれしいです。以前、NHKの取材に応じた際、「職業は？」の質問には(品位を損なうのではと一瞬考えましたが)、「土地家屋調査士」と答えました。現在のチーム「越中いいがいね」でエントリーした平成22年の第13回素人コン

クール部門では努力が実り、なんと最優秀賞を受賞してしまいました。まさか受賞するとは思っていなかったのが大変驚きました。

「全日本チンドンコンクール」は、毎年4月の第1週の土・日曜日に富山市の中心地で開催されます。市の観光名所で、オープニングセレモニー会場となる松川べりはちょうど桜の満開時期でもあり、一帯はとてもきれいです。また、日曜日には繁華街を中心に、プロとアマのチンドンマンが入り混じり、街中で盛大なパレードを行います。全国の土地家屋調査士の皆様、ぜひ一度見にいっちゃいませんか。

徳島会 『やっぱ自転車っしょ!』

徳島県土地家屋調査士会 佐藤 進

徳島会が自信を持ってご紹介いたしますのは、佐藤進会員です。

佐藤会員は、「徳島県土地家屋調査士サイクリングクラブ」と称する自転車愛好会を結成し、全国大会においても度々入賞される素晴らしい会員でございます。また同クラブ会員10数名の勇士が、鉄の団結と和気あいあいを忘れず、日々【生涯現役】を合言葉に活躍されておりますので、全国の会員にご紹介する次第です。

また、佐藤会員は、当会の会務運営についても積極的にご尽力いただき、今後の徳島会を背負っていく人材でもあり、大いに期待されています。

それではレースの奮闘談を聞いてみようではありませんか。

徳島県土地家屋調査士会 広報部長 西岡 健司

自転車には、シクロクロス、ピスト、TTバイク、リカンベント、ランドナー、BMX、クロスバイク、ミニベロ、タンデム、ダウンヒル用バイク、MTB、ロードバイクなど、皆さんが普段見慣れない聞き慣れない自転車が沢山あるかと思います。

この多種多様な自転車の中で、私はロードバイク

とMTBで楽しんでいます。

ロードバイクでは、週末になるとネットを使い掲示板やメールでツーリングの参加を呼びかけたり、呼びかけられたりして、色々な集合場所を決めては仲間と走りに行きます。多いときは20台～30台ほど連なって走りに行くときもありますが、普段は2台から4台

程度で、少ない時は100 km、多いときは150 km～250 km程走ります。積算標高にすると3,000 mを越える時もあります。徳島は四国山地や讃岐山脈、吉野川などの大自然に恵まれていますので、安全で快適なライドを楽しみながら、事前リサーチしておいた「グルメポイント」に立ち寄り、うまい物を食べながら自転車談義で大いに盛り上がったりしています。笑。

また、レースシーズン(レースにも様々なタイプのもがありますが、私が参加しているレースは3月終わりから10月終わりに全国各地で行われているゴールまでほぼ登りのみのヒルクライムレースという大会です。)に入ると、ネットを使い大会の日程を確認。1年間のレーススケジュールを立て、順次申込みが始まっている大会から参加費用を払い込みます。また遠征が必要な大会などの場合は宿の確保も忘れては大変です。入金確認ができると後はそれに向けて練習計画を立てます。ここまで準備ができれば後は日々の練習とコンディション作りに没頭…。しかし、平日は思ったような練習ができないため、できるだけ週末2日と週の中で水曜日から木曜日には気合いを入れて走るようにしています。

その中でもインターバルトレーニングは強くなるには欠かせない練習の一つです。とんでもなくキツイので練習前にはいや～な雰囲気が漂いますが、仲間と切磋琢磨し未知なる自分探しに挑戦していきます。

レース当日。全国大会ともなると参加者も半端ない人数で、5,000人を超えます。自転車も当然5,000台以上。まるで世界中の自転車やパーツの品評会にでも訪れているようです。1台100万!、150万円!?!の自転車があちこちにゴロゴロゴロゴロ…。あれもこれも欲しくて欲しくてヨダレが出そうです…。

お気づきになられたかもしれませんが自転車はある意味恐ろしい趣味の世界でもあります。そんな恐ろしい自転車に跨がってよいよ大会の始まりです。開会式も終わりスタート地点にはカテゴリーごとに並んだ自転車馬鹿野郎達が鼻息も荒く今か今かとスタートを待っています。普段中々味わえないゾクゾク感が、レースをする上で私にとっては何ともいえない醍醐味の一つでもあります。

さあ号砲一発!! アドレナリン噴火!! 気合い極限!! 心拍頂点!! 苦痛ご馳走!! モルヒネ沸騰!! と言いたいところですがそこは意外と冷静。練習がある程度積めている場合には気持ちが高ぶってきますが、表彰台を狙えそうなら逆にゆっくりと気合い

のボリュームを絞り心拍を押さえます。コースにより自分に合った戦略を組み立て、ペースを考えながら余裕ギリギリの中で相手を伺い、自分の体と相談しながらのレース運びとなります。それらがうまくはまった去年は、2位、3位、4位、3位、5位と7レースで5回表彰台に上れました。その中で特に富士山で行われた「Mt.富士ヒルクライム 距離約25 km」では、約1,000人中5位入賞ではありましたが、全国大会ならではの格別なステージ上に「徳島県、佐藤さん」と呼ばれる瞬間はなんとも言えない至福の至れり尽くせり。最高の気持ちになれた瞬間でした。

今年はいいい結果が出ないまま終わってしまったので、来年は気合いを入れ直しさらに一つ上のランクで戦っていけるようにがんばって行こうと思っています。

わたくしも47歳…。何時まで勝負ができるレースに出られるか分かりませんが、まだまだ気持ちが切れるまでは負けたくないです。

「来年は必ず良い結果をだ～～～す!!!!!!」宣言!

以上 自転車最高～～!!!! ご静読ありがとうございますございました…。



第5回 Mt. 富士ヒルクライム2008.6.1



第7回 Mt. 富士ヒルクライム2010.6.6

連合会ゴルフ大会

大阪土地家屋調査士会 広報部 藤井 洋



今大会は、大阪府下屈指の名門コースといわれる「泉ヶ丘カントリークラブ」での開催となりました。

泉ヶ丘カントリークラブは大阪府の南東部、泉北丘陵と呼ばれる丘陵地帯に位置しており、大阪市中心部から車で40分程度の所にあります。地理的には大阪府堺市南区に位置しています。

堺市は大阪府第二の都市であり、平成18年に政令指定市に移行しています。

その歴史は古く、大河ドラマ『黄金の日々』等で紹介されたように、古くから自治都市として栄えてきました。

旧石器時代のころからの遺跡も残り、市内の遺跡からは、約1万年前の打製石器や、縄文時代の土器・石器、弥生時代の銅鐸・土器などが発掘されています。4～5世紀には大和朝廷が成立しましたが、堺には仁徳天皇陵古墳をはじめ、100数基から成る百舌鳥古墳群が造られており、特に世界最大の前方後円墳といわれる仁徳天皇陵は有名です。

これらの古墳群は世界遺産への登録を目指しています。

戦国時代以降、堺は貿易港として黄金の時代を迎え、対明貿易や南蛮貿易など海外との交流拠点として発展しました。当時の堺は世界でも珍しい環濠都市を形成し、自治都市として繁栄しました。

明治以後、近代工業の発展、人口の増大、市域の拡大、交通の発達など、急速に近代化が進み、今

日も力強い発展を続けています。

堺からは「民衆の僧」と呼ばれ、生涯に49の寺を建立し、東大寺大仏建立にも加わった高僧「行基」や茶道を大成したわび茶の祖、茶道千家の始祖であり、茶聖と称せられている「千利休」、反骨の精神で一時代を築いた将棋の名人「坂田三吉」、女性の自由と自立を求め、力強い生涯を生きた、情熱の歌人「与謝野晶子」等の偉人を輩出しております。

さて、前夜祭は、大阪の歓楽街「ミナミ」の中心に位置するスイスホテル大阪で行われました。大太鼓による歓迎の演奏の後、関根連合会副会長の開演のことは、大会会長である竹内八十二連合会会長の挨拶の後、松岡直武連合会名誉会長による、大会の成功を期して乾杯の後、歓談の時間となりました。

全国の各土地家屋調査士会から協賛していただいた名産品を景品にしたくじ引きを大阪会中林副会長の進行により行い、楽しい一時を過ごしました。

そして、前夜祭閉会後は、それぞれに大阪の夜を満喫するため、街に散って行かれたようでした。

ゴルフ大会に併行して開催された観光コースでは、「DEEPな大阪」観光ということで、地元の会員が大阪のDeepな部分をご案内しました。まずは、お笑いの街「大阪」の原点を知っていただこうと、なんばグランド花月にて開演中の「吉本興業創業100周年特別公演」を鑑賞していただきました。その後、大阪のソウルフードとも呼ば

れる、串カツを「ソースの二度付け禁止！」で有名なお店で味わっていただきました。

昼食後は大阪で最もDeepな観光地として「新世界」へご案内しました。新世界は「通天閣」が有名であり、懐かしい昭和の雰囲気満載の大衆劇場やスマートボール等の遊技場、串カツ店などの飲食店が軒を連ねる、大阪でも屈指の観光スポットとなっています。

残念ながら、時間の都合で通天閣には入場できませんでしたが（平日ながら大人気で待ち時間がありました…）、大阪の街を楽しんでいた後に、観光バスにて、大会会場である泉ヶ丘カントリークラブに到着、合流しました。

さて、ゴルフ組は、朝から好天に恵まれ、泉ヶ丘カントリークラブの緑に輝く芝生に胸を高鳴らせながら、スタートホールにてティーアップしていました。

さぞかし、高スコアが続出かと思われましたが、実は大会会場である泉ヶ丘カントリークラブでは、約2週間前の8月16日～19日の間、「関西オープンゴルフ選手権競技」が開催されておりました。

「関西オープンゴルフ選手権競技」は関西ゴルフ連盟が主催し、日本ゴルフ協会などが後援の、日本オープンの予選競技でもあり、1926年に第1回大会が行われ、以降、戦争などの中断時期を挟みながら今年で第78回を迎えた日本最古ともいえるオープントーナメントであり、今年も藤田寛之、池田勇太を始めとするトッププロが

参加していました。

今大会の設営責任者である大阪会岸田副会長の「ビッグトーナメントの雰囲気年全国の会員の皆様に味わっていただこう!」という熱い想いにより、「関西オープンゴルフ選手権競技」から僅か2週間後のコースを貸切でプレーすることができました。

このような大きなトーナメント競技直後のため、コースコンディション、グリーンメンテナンスは最高の状態でしたが、いわゆる「プロ仕様」のため、フェアウェイは狭く、ラフは深く、グリーンは速くの「三拍子」が揃った状態での大会となりました。

このコースコンディションには、腕に覚えのある土地家屋調査士もかなりの苦戦を強いられたよ

うで、「ラフに入ったらボールが見つからない。」「ショートアイアンでもラフから出ない。」「3パット、4パットが続出した。」など、悲痛な声も聞かれ、疲労困憊の表情でラウンドを終えられた会員の表情が印象的でした。

そんな厳しい状況の中でも、兵庫会の鈴木雅博会員はベスグロ75(葛城39、岩湧36)福岡会の平山義嗣会員が79(葛城38、岩湧41)をマークするなど、「土地家屋調査士恐るべし!」という好スコアも出ておりました。

難コースには苦労しましたが、日頃から「情熱・体力」に自信のある土地家屋調査士です、苦労話を酒の肴にして、表彰式をかねた懇親会では「好プレー」「珍プレー」に話の花が咲き、また、全国から協

賛いただいた各地の名産品や豪華な賞品による表彰式で大いに盛り上がりました。

プレー終了直前に若干の雨も降りましたが、全般に天候に恵まれた一日であり、次年度開催地を予定している青森会へバトンタッチし、盛況のうちに本大会を終えることができました。

最後になりますが、近畿ブロック協議会のゴルフ担当役員の方々のもとより、ホスト会の大阪会員の方々、連合会役員の方々にこの紙面をお借りして感謝申し上げます。

なお、上位入賞は次のとおりです。(競技方法:ダブルペリア方式)

- 1位 阪田英司会員(和歌山会)
- 2位 阪口敏治会員(大阪会)
- 3位 寺尾瑞尚会員(広島会)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成24年10月1日付					
東京	7757	乙坂 知秀	東京	7758	木元 恵一
茨城	1427	齋藤 栄幹	兵庫	2406	吉田 昌弘
滋賀	427	北村 善則	岐阜	1241	打保 信一
山形	1224	丸川 好美	香川	698	美濃 章
愛媛	833	松浦 信一			
平成24年10月10日付					
埼玉	2518	土屋 博	大阪	3170	安永 孝康
平成24年10月22日付					
東京	7760	高橋 哲夫	熊本	1180	坂本 淳
沖縄	484	桃原 達治	宮城	1007	春日 欣也

登録取消し者は次のとおりです。

平成22年	1月16日付	青森	541	泉山 壽明
平成23年	8月26日付	大阪	2903	宮本 裕正
平成24年	7月12日付	東京	5983	井戸川清明
平成24年	8月20日付	山形	1179	奥山 仙次
平成24年	9月2日付	福岡	1659	林田 健一
平成24年	9月3日付	熊本	909	毛利 和正
平成24年	9月9日付	札幌	516	石橋 信
平成24年	9月15日付	長崎	245	肥後 厚
平成24年	9月21日付	福島	1125	峯田 幸雄
平成24年	9月23日付	東京	2959	内田 満雄
平成24年	9月24日付	札幌	984	中原 章博

平成24年 9月26日付	長崎	292	岡本	保
平成24年 9月27日付	愛知	1290	安藤	陽尉
平成24年10月 1日付				
東京 4426	沼上	正男	東京 7418	川又麻希子
神奈川 1670	栗城	忠雄	神奈川 2781	本間 利雄
千葉 1223	安藤	隆	千葉 2034	佐藤 信夫
千葉 2050	堀	達朗	長野 2437	北澤 敏男
新潟 2077	山際	美香	大阪 141	笹川 和明
大阪 1320	村上	幹幸	大阪 1672	藤原 静雄
大阪 1859	藤原	秀民	大阪 2006	中野 幸雄
大阪 2661	原田	耕造	大阪 3005	稲井 和彦
大阪 3006	山崎	章夫	滋賀 317	大崎 豊茂
愛知 183	深谷	功	愛知 1992	坪野 正治
広島 1385	竹丸	勝三	山口 851	八木 壽
熊本 1155	池崎	敏	山形 1161	石山 昇
山形 1191	市川	裕之	香川 595	大井 透
徳島 275	井上新太郎			
平成24年10月10日付				
東京 3766	倉内	成彬	東京 6353	篠原健太郎
東京 7462	橋田	淳次	埼玉 548	久保田 昭
埼玉 1323	酒井	悦生	埼玉 1568	熊木 茂
群馬 923	白石	洋子	群馬 962	関根久美子
長野 1938	金沢	新作	新潟 1876	小黒與志雄
大阪 786	榎本	滋	大阪 2852	飛鳥由美子
大阪 2890	立石昭一郎		兵庫 1642	末澤 正記
兵庫 2144	江本	雅一	兵庫 2332	権 英雨
愛知 1908	名倉勇一郎		愛知 1924	石田 周市
愛知 2011	奥野	暁	愛知 2575	榊原 行利
愛知 2595	山田	洋樹	岐阜 984	太田 正共
広島 1133	福吉	邦弘	広島 1260	成定 政文
広島 1352	山中	進	熊本 764	田村 武夫
熊本 788	阿南	明	青森 585	嶋中 英貴
札幌 1164	丸子	博志	香川 451	礒部 勝義
徳島 473	奥谷	直也	高知 481	山崎 猛
愛媛 434	松尾	光夫		
平成24年10月22日付				
東京 7037	渡	成明	千葉 1258	錦織 勝男
千葉 1553	並木	榮二	新潟 879	関矢 文衛
兵庫 1265	井上	畑逸	愛知 2542	木村 講一
愛知 2785	戸崎	貴仁	広島 1220	諸岡 賢美
秋田 1001	児玉	博樹		

ADR 認定土地家屋調査士登録者は 次のとおりです。

平成24年10月 1日付				
千葉 1954	深瀬	尚宏	千葉 2069	糯原 貴子
群馬 857	原田	善暢		
平成24年10月10日付				
東京 6807	小泉	晋	東京 7559	渡見 文雄
愛知 2625	伊藤	辰幸	愛知 2671	五島 淳夫
愛知 2724	杉浦	逸哉	愛知 2731	河野 克幸
愛知 2784	黒柳	勇磨	宮城 942	若山 智彦
平成24年10月22日付				
東京 7225	三浦	広志	東京 7398	内田 宏
東京 7587	佐藤	太士	東京 7605	渡辺 静子
東京 7694	足立	啓明	埼玉 2479	澤田 広行
埼玉 2481	古川	力也	埼玉 2484	石山 進
埼玉 2497	藤田	一弘	埼玉 2505	松本 淳
茨城 1411	小貫	竜一	茨城 1415	宇都木 誠
茨城 1422	大森	聡	静岡 1542	池野 知也
静岡 1721	清	正和	大阪 2530	寺下 実
大阪 2579	高橋	敏浩	大阪 3083	峰下 研
大阪 3145	松内	正樹	大阪 3149	生田 廣
岐阜 1026	森	秀樹	岐阜 1059	川島 薫
岐阜 1091	道家	佳朗	福井 427	井上慎太郎
山口 640	瀬口	潤二	山口 828	長井 龍夫
山口 863	永瀬	勝博	山口 938	半野 義隆
山口 939	古江	直樹	山口 943	前田 祐史
岡山 1356	栗井	洋充	福岡 2176	永田 晃一
鹿児島 1043	吉嶺	孝史	札幌 964	横山 英世
札幌 1146	佐藤	史典	香川 605	横井 靖司

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

10月16日
～11月15日

10月17日

漆原事務所・渋谷秘書と面談

衆議院解散後の選挙協力及び政治状況の情報交換を横山政治連盟会長と行う。

18日

平成24年度第1回全国会長会議の議事運営等に係る事前打合せ

関根副会長、竹谷専務理事、加賀谷総務部長、桑田札幌会長出席

第8回国際地籍シンポジウムウェルカムパーティー 各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

第8回国際地籍シンポジウムの開催に先立ち、昨年の予備会議から今回の国際地籍学会総会までの会長として、日本の関係者を始めとし、関係国の台湾並びに韓国から各役員また関係者をお招きし盛大にウェルカムパーティーを開催した。

18日～20日

平成24年度第1回全国会長会議

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

<議題>

第1分科会

- (1) 特定認証局の運営等について
- (2) 連合会館のあり方について
- (3) 登録事務における退会と業務廃止の取扱いについて

第2分科会

- (1) 広報事業の各会連携について
- (2) 土地家屋調査士試験の受験者数減少に係る対策について
- (3) WEB会議及びWEB研修の活用等について

第3分科会

- (1) 全国展開する土地家屋調査士法人及び公嘱協会について

- (2) 使用人土地家屋調査士について

- (3) 公嘱業務の原則処理の考え方について

第4分科会

- (1) ADR認定土地家屋調査士の活用について
- (2) 特別研修の運営等について
- (3) 土地家屋調査士業務の拡大について

今回の会長会議はブロック協議会長の意向の下、分科会形式により各会会長の忌憚のない、意見、要望等を4分科会に分けて拝聴した。

19日

第8回国際地籍シンポジウム

各副会長、専務理事、各常任理事、各理事、各監事出席

第8回国際地籍シンポジウムの札幌の地での開催に際して、公務多忙の中、早朝にもかかわらず高橋はるみ北海道知事の歓迎のお言葉を賜り、開会式がスタートした。開会式は連合会長として始めにご挨拶を申し上げ、中華民国地籍測量学会理事長の盧鄂生様、韓国・大韓地籍公社事業理事の金泰勳様が、それぞれ挨拶を述べられた。今回のシンポジウムは昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年半を経過した中で、「災害からの復興」をメインテーマとして、各国、各界から復興の後押しの一助となるよう、学者、研究者、実務家等の貴重な意見をいただくことを目的としたシンポジウムでありました。今後、国際地籍シンポジウムを重ねていくに当たり、「地籍問題研究会」の協力の下、韓国、台湾の地籍学会と連携をしながら相互の協力を図り、調査、研究、情報の発信の拠点として活用し、地籍に関する多様性を求め、充実発展に寄与することを願う次第です。

第8回国際地籍学会総会 フェアウェルパーティー

各副会長、専務理事、各常任理事出席

フェアウェルパーティーでは、今回のシンポジウムの反省を交えながら、今後のシンポジウムについて意見交換を行い懇親を深めた。関係者の皆様、

たいへんお疲れ様でした。

24日

仙谷由人議員「21世紀改革研究会」

講演に政治評論家で時事通信社解説委員の田崎史郎氏が招かれ、衆議院解散に向けての各党の当選議員予測を交えながら政治状況の講演を拝聴した。

公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会

各副会長、竹谷専務理事、全調政連から横山会長、市川副会長、小沢幹事長同席
出席議員・山口那津男公明党代表、井上義久幹事長、漆原良夫国会対策委員長(懇話会会長)、衆議院議員・西博義氏、富田茂之氏、石田祝稔氏、大口善徳氏、参議院議員・荒木清寛氏(懇話会幹事長)、白浜一良氏、竹谷とし子氏、石川博崇氏
議員懇話会幹事長の荒木議員の司会で開催され、各出席議員の紹介があり山口代表から日ごろの支援に対しての感謝の意を表されるとともに、登記制度の推進、不動産取引の活性化にどのような政策を採ったら良いのかを検討することがこの懇話会の目的であると力強い挨拶があった。続いて私から、出席している連合会、政治連盟の役員を紹介し、平素よりの土地家屋調査士制度への尽力に対しての謝意を述べるとともに、本日の要望等への対応について協力を要請した。

要望として、関根副会長から東日本大震災の被災地における地図修正作業に係る予算措置、地図混乱地域における14条地図作成作業の推進と予算措置、公共嘱託登記関連業務等の発注における環境整備について、公共調達の入札参加資格区分に「土地家屋調査士業務」を設けることについての要望を行った。また、表示登記の申請義務について経過措置(不動産登記法附則第9条)があるが、官公庁の所有建物を含めた登記がされることが、登記制度として国民の知る権利から未登記のままではなく、しっかりと登記を行うことの要望をした。

25日

原口一博議員「原口一博[東京・一博会]第6回モーニング・セミナー

原口議員から、政治状況についてお話を拝聴した。

26日

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課との打合せ 林副会長、小林常任理事同席

新任の建設産業局地籍整備課長、企画官に対して、前任の課長を交えて懸案である登記基準点を国土調査法19条5項作業に基準点として認知されるよう要望を行うとともに今後についても、更なる土地家屋調査士制度の理解を求めた。

28日～29日

第32回関東ブロック協議会親睦ゴルフ埼玉大会 (前夜祭)

今回は、埼玉会が担当会ということでお骨折りご苦労様でした。関東ブロック各会から150名に近い参加者があり、楽しい中での前夜祭に始まりゴルフ大会も好天の中、盛会に開催されましたこと、感謝を申し上げます。

30日

地図修正作業に関する被災3会との打合せ

関根・林両副会長、鈴木宮城会長、五十嵐福島会長、菅原岩手会長同席

現在までの作業においての進捗状況報告を受けるとともに、今後の作業について意見交換を行った。

11月6日

「プレス民主」紙上対談(小川敏夫議員)

民主党機関紙「プレス民主」で各専門分野の団体から対談記事の掲載の一環として、紙上対談を受けた。対談の内容については、災害に強い日本へ、登記所備付地図整備の推進に専門的能力を提供する土地家屋調査士の役割(仮題)として、対話形式で対談を行った。

民主党議連幹部役員との懇談

関根副会長、横山政治連盟会長ほか同席

前田武志議連会長ほか、議連幹部の方々と混迷を

している政治状況の報告を受けるとともに、今後の政策要望について話し合いを行った。

7日

全法務省労働組合 新役員就任挨拶対応
関根副会長同席

叙勲をお祝いする夕食会

関根副会長、竹谷専務理事同席

大野道伯先生(岐阜会所属)の秋の旭日双光章の受章に対して夕食会を行った。おめでとうございます。

7日～8日

平成24年度第2回監査会に出席

9日

第3回制度対策戦略会議

各副会長、専務理事出席

＜協議事項＞

- 1 使用人土地家屋調査士に関する現状と問題点について
- 2 第1回全国会長会議の分科会における報告及び意見交換における意見への対応について

13日

第22回前田武志政策研究会

前田武志議員から混迷している政治状況の報告を

受けるとともに、「国土交通政策の戦略的方向」と題して、3.11東北震災・原発事故、持続可能で活力ある国土・地域づくり、低炭素町づくり、環境未来都市等について講演を拝聴した。

秋の褒章伝達式

【黄綬褒章受章者】

広島会・前会長	内木重治 氏
茨城会・元副会長	杉山 勇 氏
福島会・元副会長	鈴木洋美 氏
大阪会・元副会長	中岡博之 氏
大分会・前会長	中村宏道 氏
函館会・元常任理事	村上昭一 氏
鹿児島会・元副会長	茂利仁史 氏

黄綬褒章受章をお祝いする夕食会

関根副会長、竹谷専務理事同席

受章された方々をお招きし、夕食会を行った。おめでとうございます。

15日

自民党議連幹部役員との懇談

関根・岡田両副会長、全調政連から横山会長、市川副会長、小沢幹事長同席

自由民主党土地家屋調査士議員連盟幹部と解散される衆議院について、選挙についての要望等を受けた。

第6回しずおか境界シンポジウム

「地震だ！津波だ！その時あなたは？」

巨大地震に備える 防災・減災の地域づくり

10月15日(月)午後1時40分から、静岡グランシップ中ホール「大地」において、静岡県土地家屋調査士会並びに静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の共催による第6回しずおか境界シンポジウムが開催されました。今回のテーマは「地震だ！津波だ！その時あなたは？」巨大地震に備える 防災・減災の地域づくりと題し、3部構成の講演会となっております。

広報部長の栗田隆司氏の司会により、赤堀一通副会長の開会宣言、主催者である米澤實会長の「今日は、我々ができる減災対策について冷静に考える一日としたい。地域の特性を知りつくし、地域に密着し活動が続ける土地家屋調査士は、防災・減災、震災復興の準備に取り組み行動し続けることを誓う。」との挨拶の後、講演会が始まりました。



米澤實会長



■講演1 「減災社会を築く」

講師は、静岡県危機管理部危機報道監の岩田孝仁氏です。

阪神・淡路大震災の映像、東日本大震災の津波映像を確認しながら静岡県の現状の説明が行われました。静岡県の直下には巨大地震の震源域が広がっており、1976年(昭和51年)8月、駿河湾における巨大地震の予測(東海地震説)がされて以来36年、災害対策が進められてきました。また、静岡県の特性として、軟弱な地盤、脆弱な山間地を抱え、土砂災害のリスク、発災後数分で沿岸に大津波が押し寄せてくる立地となってお

ります。今年の8月29日に内閣府から発表された東海地震、東南海・南海地震の巨大地震による津波被害想定は、津波高が居住エリアで4mから10m超になります。

まさに東海地震は「都市直下型の海溝型巨大地震」であり、被害想定は静岡県民375万人の生活圏の大部分が震度6強から7の大きな揺れ、また激しい揺れは1分から2分も続き、本震直後から激しい余震も多発。沿岸では地震直後から大津波が襲来し、建物被害は大破19万棟、中破29万棟、人的被害は死者5,900人、重傷者19,000人と想定されています。

このような東海地震説以来36

年の地震対策の現状は、県民の防災意識として東海地震への強い関心度は63.8%、非常食の備蓄3日分は39.6%、水の備蓄3日分は37.2%、家具の固定は69.8%となっており、防災意識は増えたが、なかなか対策にはつながってこない現状が懸念されています。また、津波対策ですが、静岡県の津波避難対策の基本は、防潮堤や水門などハード対策と、避難などソフト対策の両面で進めています。そのなかで、東海地震説から36年経って、少子高齢化により地域全体の力が脆弱になり、社会の基幹的インフラの高経年化も大きな課題となってきております。

目標は「減災社会」の構築(減災、地域、社会全体で災害に対しての力をつける)です。自らの命はみずから守る自助として、①木造住宅の早急な耐震化②公共施設の耐震化③一人ひとりが家庭内対策の徹底を。

自らの地域は自ら守る共助として、地域の防災力を高めるためにストレスなく支援し合える地域社会を築くために、中・高校生の防災訓練への参加の呼びかけ、地域の人材の呼び起こし、事業所の社会貢献活動の推進を進めています。

■講演2 「静岡市の防災体制と我が家の地震対策」

講師は、静岡市危機管理部部長の石原英登氏です。

静岡市の防災体制についての説明が、(1) 災害時の組織(2) 災害時の施設・役割についてありました。

(1) 災害時の組織について

- ①静岡市災害対策本部(約 2,950 名) → 国・県・協定団体等
- ②区本部 (3 区、約 530 名) 管内の情報収集・災害対策の拠点 (地区支部支援、建物被災調査、り災証明書発行)、各区調査班が建物被害調査を行う。平成 20 年 7 月、県と土地家屋調査士会は災害協定を締結。(り災証明発行のための被害家屋認定調査作業のための協力)
- ③地区支部 (75、約 1,000 名、連合町内会、自治会単位、本庁、学校職員等で構成) 地域における活動の拠点 (情報収

集・伝達、避難所開設支援、救護所開設支援)

(2) 災害時の施設・役割について (防災拠点)

1. 避難施設

- ①一次避難地②広域避難地③避難所④津波避難ビル

2. 医療救護施設

- ①救護所…トリアージ (病気やケガの緊急度や重症度により選別するということ)、軽症患者に対する処置、救護所は医師会の医師により運営。個人病院は原則開業しない②救護病院③災害拠点病院 (ヘリコプターによる県外搬送は、原則災害拠点病院から)

3. 生活関連

- ①防災倉庫②応急給水③備蓄食糧 (乾パン約 100 万食、想定避難人口の 2 食分) ④仮設トイレ (個人にはポータブルトイレの備蓄を促す。)⑤毛布 (約 10 万 2 千枚備蓄)⑥医療資機材など

(3) 市の津波対策

津波避難ビルの拡充・津波避難ビルマップの作成・津波避難施設 (タワー等) の建設・海拔表示板の設置・東名高速道路のり面を津波避難場所とする協定締結・海拔 (地盤高) 情報提供システムの構築 (ホームページで海拔が確認できる。)

(4) 最後に

自分の家庭内から地震に備えて対策を実施してください。(自分が怪我をしては、活動できません!)
・住宅の耐震化・家具の固定・ガラスの飛散防止・備蓄食糧、水など・仕事場での個人備蓄

突然発生する地震! その時! (日頃から家庭内で話し合いをしましょう!)

・わが身の安全・火の確認・家族の安否確認・テレビ・ラジオからの情報収集

■講演3 「東日本大震災～被災地からの報告～」

講師は、宮城県土地家屋調査士会会長の鈴木修氏です。

『被災地責任、責任はあるのか。被災地を伝える義務がある。』

被災を受けた地域は自らが経験したことをしっかりと記録に残し、次に繋げてゆく「被災地に課せられた責任」があるということ。そして、東海地震説以来 36 年、地震対策に取り組んできている静岡県だからこそ伝えたいことがある。

『10 年以内に 90 % とは、10 年後のことですか?』

もっと真剣に考えていただきたい。地震が起きると言われているところは特に心配である。心配しすぎるくらいでなければだめだ。今日、明日起きるかもしれないとの緊迫感をもって考えなければ。何か考えなければ。一旦被災してしまうとそんなに簡単に救われるわけではない。そんなに甘くはないということ。

『宮城県においても震災は起こると言われていた。』

そして、昨年 3 月 11 日(金)午後 2 時 46 分東日本大震災が起きた。

1. 震災に遭って考えたこと

4 日間電気が止まる、7 日間あらゆる店が閉まって何も買えない、10 日間水なし、14 日間ガソ

リンがない、30日間ガスが止まる。これが実際に3.11が起ってからのこと。『誰も自分が今日被災するとは思わない。被災は考える暇がない。』

2. 組織について

『何をやってきたか。何ができるのか。』

組織の目的とは。会の目的は何か。発災して、対策本部を立ち上げた。2日以内に役員を召集してもいいのだろうか。地元の大半は被災者である。しかし、みんな集まってきた。召集しないのに集まる普段の人間関係が大きかった。現地対策本部は被災者であり支援者である。

3. 非常時に考えたこと。

仲間意識、組織への信頼。非常時のリーダーシップとは、情報の開示と解説、組織の目的と生活支援の関係、非常時における公平性とは何か、24時間の判断。義捐金の配布基準はどうする、一律3万円、半壊の判断は。安否確認は、能書きを言う前にやれることを全部やる、ブログ、掲示板、メール、口コミ、訪問。自分から一報を入れることの大切さ。最初の2日間は、ガソリン、水、食糧が必要…必要な物資は刻刻変わる。生活支援は行政なのか、やらないという言い訳はいくらでもできる、公平を語る前に目の前の被災者を救え、災害対応は迅速性がすべて。1,000年に1度の大震災は想定外か、理性では理解しても感性で自分にはこないと思っていないか。

4. 復興へ

専門家の社会貢献の方法は、他人から与えられるものではない。地域の復興のためにその職能を生かさなければならない。その復興対策はニーズが出てからでは遅い。平時ではないのだから、早め早めに計画し、その準備をしておかなければならない。

5. 我々の業務に直接関係する課題、被災後の登記等の課題。

①筆界と地図、水平地殻変動と局所的崖崩れ。歪みなくエレガントに動くわけがない難しさ。②建物滅失認定、建物滅失登記の要件。外観が問題なはずが、権利関係への配慮の必要性。③区分建物、被災区分法、復興特区の筆界特定。これから起こるであろう境界の問題、まだまだみんな目を向けていない現実。

6. 防災準備は「震災は明日起きる」という現実感を持たなければ意味がない。

いかに具体的に自分自身でイメージできるかが防災対策のカギとなる。イメージネーションが大事。運転している間、寝ている間、仕事中。非常時の判断は普段からのバランス感覚が問われる。絆は普段からの絆、個人も組織も、絆は非常時にできるものではない。そして、『被災地の変化のない状況はマスコミ・メディアからは伝わってこないかもしれない。しかし、被災地の今の状況は何も変わっていない。昨年の被災状況から遅々として片付いていない現状。一旦被災してしまうとそんなに甘くはない現実がある』

最後に、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長の伊藤彰氏の挨拶があり、「東海地震が発生すると甚大な被害が生ずることが想定され、地震防災に関する対策の強化、減災社会を築くことが急務であり、個々が地震に対し備えることの大事さ、地震被害を最小限に抑えることを再認識した。このことに土地家屋調査士も何かお手伝いができるのかを再考する機会とし、皆さまも明日の指針として意識向上に役立てられることを期待したい」と述べられ閉会となりました。

広報員 羽鳥光明（東京会）

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 24 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

記

開催日時

平成25年1月26日(土) 午前 9時から受付
午前10時開始

平成25年1月27日(日) 午後 5時終了予定

開催場所

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番50号
「ホテルコスモスクエア国際交流センター」
電話 06-6614-8711

申込手続

各土地家屋調査士会から受講対象者へ通知
済です。

北海道ブロック協議会

記

開催日時

平成25年1月31日(木) 午後1時 開始
平成25年2月 2日(土) 午後4時 終了

開催場所

北海道札幌市中央区南4条西6丁目8番地
晴ればれビル8階
「札幌土地家屋調査士会」
電話 011-271-4593

申込手続

受付期間

平成24年12月 3日(月)～
平成24年12月25日(火)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局

九州ブロック協議会

記

開催日時

平成25年2月1日(金) 午後1時 開始
平成25年2月3日(日) 午後1時 終了

開催場所

長崎県長崎市新地町9-1
「長崎ワシントンホテル」
電話 095-828-1211

申込手続

受付期間

平成24年12月10日(月)～
平成24年12月28日(金)

申込先 所属する土地家屋調査士会事務局



受講対象者

開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。

愛知県土地家屋調査士会マスコットキャラクター きょうかい君・あいちゃん

ゆるキャラ®まつり in 彦根 ～キぐるミさみっと2012～ に初参加

愛知県土地家屋調査士会マスコットキャラクターの「きょうかい君」と「あいちゃん」が、全国のゆるキャラが大集合する日本最大規模のゆるキャライベント「ゆるキャラ®まつり in 彦根」に、名古屋法務局のご推薦をいただき初参加、土地家屋調査士の仕事をたくさんの人に知ってもらいたいと元気に制度広報をしてきました。

彦根市は、ゆるキャラブームの“火付け役”とされる人気キャラ「ひこにゃん」の誕生地、ゆるキャラの聖地といわれ、まつりの参加キャラは年々増加、5回目の今年は38都道府県とサイパンから過去最多の244体(初参加81体)が集まりました。

10月20、21日の両日は、抜けるような青空に爽やかな秋風、絶好のまつり日和で、彦根城下には、昨年より約1万人多い8万8千人の来場者、メイン会場の夢京橋キャッスルロードにゆるキャラが現れると、たちまち人だかりができ、ゆるキャラと触れ合ったり写真を撮ったり、愛らしいしぐさで応えるゆるキャラに癒されて、全国のゆるキャラのファンたちにぎわいました。

きょうかい君とあいちゃんは、初日にキャッスルロードにブースを構え広報活動。ご当地の魅力をアピールする物産品やゆるキャラグッズを置くブースが多い中、境界標の大切さをアピールする「土地家屋調査士会専用金属プレートサンプル一覧」「境界標

の大アップ写真」「プラスチック杭の山」等の展示は、「いったいそれは何？」不思議なものとして興味を持たれたようで、立ち止まって見入る方、話かけてくださる方がたくさんいらっしゃいました。私たちには見慣れたプラスチック杭も、一般の方には、むき出しのその姿は新鮮に映るようで「+」「↑」「メ」などにも疑問を持ち、プラスチック杭を手に記念写真を撮るお嬢さんまで、これには一同仰天、予想外の反響は嬉しい驚きでした。きょうかい君とあいちゃんのクリアファイル2,000部、名刺600枚、パンフレットを無料配布、大好評で午前中には、すべて配布終了。きょうかい君とあいちゃんは、多くの来場者のカメラに向かって愛らしくポーズをきめていました。

また、会場には参加キャラクターが5分間のPRをする特設ステージが3か所設けられ、きょうかい君とあいちゃんも登壇して、フリップを使いながら土地家屋調査士の業務について、境界標の大切さ、いろいろな境界標があることを、子供たちにもわかりやすく紹介してくれてました。初めに「きょうかい君とあいちゃんは、土地の境界に入れる境界杭がモチーフ、だから頭の上には+が…」の言葉に二人がお辞儀して頭のてっぺんを見せると、会場からは「おおー！」歓声とともにシャッター音、観客の心をしっかりキャッチ。脚本・演出・出演・小道具すべて広報部によるもので、BGMもあり工夫を凝らし



調査士会ブース



PRステージ

た完成度の高い構成に、ゆるキャラまつりでの制度広報にかける、確たる目的を持った愛知会広報部の半端ない熱意を見た思いがしました。

当日、参加した広報担当役員とその応援者総勢11名は、夜も明けやらぬ午前5時過ぎには車で名古屋を出発。新調した揃いの絆纏(はんでん)“きょうかい君あいちゃんハッピー”に袖を通し、まさしく絆(きずな)を纏めて(まとめて)、結束力をさらに高めて、まつりに臨みました。ブーステント組立て飾り付けは、用意周到、実に手際よく、でも、ただブース設営でできればよいというのではなく、特に女性陣はお客様からの見た目の印象を大事に、細かなところまで心を配り、男性陣はその指示に機敏に応え、好感が持てる土地家屋調査士会ブースを整えて、午前9時の開会を迎えました。

着ぐるみは、言葉が話せないのも、体の動き方だけで楽しい雰囲気を届けなければなりません。広報部は、その妙技ともいべき動きを習得するための講習も受けられたそうです。互いに動きを確認しアドバイスし合う。限られた視界で動かなければなら

ないアクターを、無線を使って気づかうアテンド。すべてが、きょうかい君とあいちゃんの良さを最大限活かしてあげたいという親心に溢れていました。まぎれもない生みの親たちの姿でした。

ブースには、地元滋賀会役員の方々、愛知会役員の方々も激励にいらしてくださいました。仲間の応援というのは何ともうれしいもので、感謝と喜びです。

無事、愛知会へ戻ったのは何時だったのでしょうか。あたりは真っ暗、長〜い長い一日でした。皆さんのお疲れ如何ばかりかと、ところが、広報活動の手応えを肌で感じた広報部からは、今後のゆるキャラまつりの課題が早くも飛び出し、気持ち良いぐらい前向きでした。これからも、きょうかい君とあいちゃん、制度広報活動のために東奔西走してくれることでしょう。二人の活躍に期待が膨らみ楽しみです。

ゆるキャラまつり参加スタッフの皆さま、たいへんお疲れ様でした。そして、応援してくださった皆さま、ありがとうございました。

広報員 上杉和子(三重会)

知識・知見の「きょうかい君」



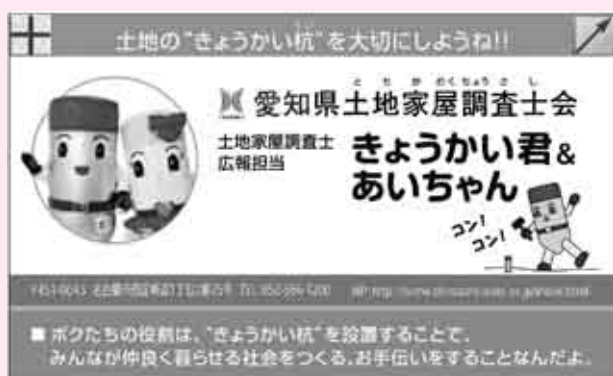
知識・知見に基づいた正確な位置に境界杭を設置する土地家屋調査士の男の子です！真面目で打たれ強く、正義の心を持っています。落ち着きがあり、大事なものを守る力強さを秘めています。ちょっと頑固な面も…。

愛情と思いやりの「あいちゃん」



おおらかで、友好的。愛情と思いやりに満ちたとっても優しい女の子です。お隣同士の信頼関係を築いて、境界にまつわる争いごとのない世の中にしたいと願っている。

愛情・知識・知見県土地家屋調査士会



当日配布した「きょうかい君・あいちゃん」の名刺

10月

18日～20日

平成24年度第1回全国会長会議

<議題>

第1分科会

- (1) 特定認証局の運営等について
- (2) 連合会館のあり方について
- (3) 登録事務における退会と業務廃止の取扱いについて

第2分科会

- (1) 広報事業の各会連携について
- (2) 土地家屋調査士試験の受験者数減少に係る対策について
- (3) WEB会議及びWEB研修の活用等について

第3分科会

- (1) 全国展開する土地家屋調査士法人及び公嘱協会について
- (2) 使用人土地家屋調査士について
- (3) 公嘱業務の原則処理の考え方について

第4分科会

- (1) ADR認定土地家屋調査士の活用について
- (2) 特別研修の運営等について
- (3) 土地家屋調査士業務の拡大について

23日

第4回地図対策室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 登録所備付地図作成作業に係る解説書の作業項目に沿った積算基準について

23日～24日

第7回業務部会

<協議議題>

- 1 「調査・測量実施要領」に関する指導、連絡対応について
- 2 規則第93条不動産調査報告書に関する指導、連絡対応について
- 3 業務実態調査の実施項目の検討について
- 4 コンプライアンス・プログラムの改訂について
- 5 震災対策で取り組まれた新規業務の調査について
- 6 土地家屋調査士会ADRとの連携について
- 7 筆界特定に関する情報の収集
- 8 登記基準点についての指導及び連絡について
- 9 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携について
- 10 国土調査法第19条第5項指定に関する事項について
- 11 調査・測量実施要領改定対応(執務規程の修正、努力規定の整備及び総務部との協議)

について

- 12 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
- 13 二線引畦畔諸問題対応について
- 14 平成25年度業務部事業計画(案)について
- 15 平成25年度業務部関連予算(案)について
- 16 不動産登記法附則第9条に関する地方公共団体等への調査について

第3回研究所会議

<報告事項>

- 1 GPS/GNSSシンポジウム2012への出席について
 - 2 SPACシンポジウム2012への参加について
- <協議事項>
- 1 平成25年度研究所事業計画(案)及び予算(案)について
 - 2 平成24年度研究所の各テーマ別研究について

25日

第1回オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議(電子会議)

<報告事項>

- 1 オンライン申請件数について
 - 2 オンライン登記推進室の経緯について
- <協議事項>
- 1 オンライン登記申請の更なる促進に向けた法務省及び関係省庁への提言等について
 - 2 オンライン登記申請のために必要なツールの精査、改善について
 - 3 連合会認証局の他の認証局への移行問題について
 - 4 連合会からの情報の周知について

26日

第5回総務部会

<協議議題>

- 1 登録事務における退会と業務廃止の取扱いについて
- 2 懲戒処分事例集の作成及び懲戒処分の情報公開について
- 3 暴力団排除条例と土地家屋調査士業務の関連について
- 4 災害時危機管理体制の整備(危機管理マニュアルの策定)について
- 5 報償費に関する規程の新設について
- 6 調査・測量実施要領改訂版の確認について
- 7 土地家屋調査士会からの照会等への対応について
- 8 平成25年度総務部事業計画(案)について
- 9 日司連との打合せ(総務関係)日程について

30日

第2回日調連ADRセンター委員会会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会担当者会同における日調連からの意見交換のテーマについて
- 2 一般財団法人日本ADR協会への対応について
- 3 日調連が行うADR法認証のための事前面談について

11月

7日～8日

第2回監査会

8日～9日

第4回研修部会

<報告事項>

- 1 土地家屋調査士特別研修について
- 2 土地家屋調査士特別研修の受講促進パンフレットについて

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充と運用について(ウェブシステムを活用した研修)
- 4 研修資料の拡充及び研修の充実の推進について
- 5 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 6 ADR認定土地家屋調査士研修の啓発と推進について
- 7 日司連との連絡協議会の対応について
- 8 web会議システム活用研修の手引き作成について
- 9 第8回特別研修、第9回特別研修について
- 10 平成24年度研修部事業及び同予算の執行状況について
- 11 平成25年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の策定について

第6回社会事業部会

<協議議題>

- 1 平成25年度社会事業部事業計画(案)について
- 2 平成25年度社会事業部関連予算(案)について

9日

第4回広報部会

<協議事項>

- 1 制度広報用パンフレットの更新及び制度広報用グッズの作成等について
- 2 土地家屋調査士試験受験者拡大のための啓発活動について
- 3 「事務所運営に必要な知識」について
- 4 平成25年度発行の会報印刷業者の選定について
- 5 1月号から3月号までの会報の文字を印刷する色について
- 6 平成25年度広告掲載の申込み募集について
- 7 平成25年度広報部事業計画案及び同予算案について

第3回制度対策戦略会議

<協議事項>

- 1 使用人土地家屋調査士に関する現状と問題点について
- 2 第1回全国会長会議の分科会における報告及び意見交換における意見への対応について

14日～15日

第5回地図対策室会議

<協議事項>

- 1 登記所備付地図作成作業に係る解説書の作業項目に沿った積算基準について

15日～16日

第8回業務部会

<協議議題>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 土地家屋調査士業務と業務報酬に関する調査について
- 3 筆界特定制度に関する事項について
- 4 登記測量に関する事項について
- 5 調査・測量実施要領改定対応について
- 6 不動産登記規則第93条調査報告書の改定について
- 7 平成25年度業務部事業予算案及び同計画案について
- 8 不動産登記法附則第9号に関する地方公共団体等への調査について

補助者も入っています

長谷部 高

補助者をしています長谷部高と申します。「男子は辺幅を飾らず」ということで作業服姿で失礼します。祖父も父も土地家屋調査士でした。今は叔父の事務所で補助者をしています。まだ勤めて1年ほど、仕事の内容を十分に理解していないので土地家屋調査士となるか否かはっきり決めていません。今回、土地家屋調査士国民年金基金に入ったのは叔父に勧められたからです。現在60歳の方の平均余命は男で83歳、女で88歳だそうです。今の私からすれば、老後のことは40年以上先のことで、全く想像もつかないことですが、いつかは確実にやってくるのでしょうか。私たちの世代はおそらく「人生90年」の時代となると思います。



年金の本を読んでみると、自営業者は定年退職がなく、老後も事業収入が見込まれるという理由から、会社員や公務員と違い、基本は基礎年金部分だけの年金制度設計となっているようです。しかしながら、周りを見渡しても70歳や80歳になってブロック塀に飛び乗ったり、飛び降りたりする土地家屋調査士は見たことはありません。やはり、基礎年金プラスアルファの年金資産を考えなくてはならないのでしょうか。

将来、資格がとれるかわかりません。また、この仕事を続けるかどうかもわかりませんが、とりあえず土地家屋調査士国民年金基金に入りました。一つはこれが税額控除など優遇されている公的年金という理由です。控除分を考えれば実質金利は結構有利です。加えて、途中で転職して厚生年金に入るような場合も、それまでの掛け金は国民年金基金連合会に移換され、老後の年金に反映されるとのことです。掛け捨てにはならないということです。これから支払う掛け金は生命保険会社、信託銀行などに運用委託されているとのことですが、現在の景気を考えると不安がないわけではありません。しかし、私自身で利殖のための投資を勉強するわけにもいきませし、そんな暇があったら土地家屋調査士の勉強をしろと叔父には言われています。伺うところ、ただいま加入勧奨キャンペーン中とのこと。叔父を紹介者にして加入したので叔父の口座に紹介料が入金されると思います。給与が少ないので入金を楽しみにしています。

第54回代議員会が開催されました

去る9月14日、日調連音羽会館会議室において代議員会が開催され、平成23年度決算が審議の上、可決承認されましたのでご報告いたします。

議決事項

第1号議案 平成23年度国民年金基金決算について

年金経理

年金経理とは将来年金を支払うための資産ならびに年金、一時金給付に関するものです。収入は加入員から納められた掛金と資産運用による収益が主なものです。支出は年金給付費、一時金給付費、中途脱退移換金、運用委託金融機関に対する報酬などです。

損益計算書			
○自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 (単位：千円)			
費用勘定		収益勘定	
科 目	決算額	科 目	決算額
給 付 費	502,702	掛 金 収 入	635,640
移 換 金	120,466	受 換 金	307
還 付 金	14,623	負 担 金	5,392
拠 出 金	307,415	運 用 収 益	119,925
運 用 報 酬 等	31,560	交 付 金	285,207
運 用 損 失	0	積 増 金	506,788
責任準備金増加額	1,069,409	不 足 金	492,916
計	2,046,175	計	2,046,175

貸借対照表			
○平成24年3月31日現在 (単位：千円)			
資産勘定		負債勘定	
科 目	決算額	科 目	決算額
流 動 資 産	147,810	流 動 負 債	112,291
固 定 資 産	18,078,479	支 払 備 金	81,684
基 本 金	5,032,857	責 任 準 備 金	23,027,323
		給付改善準備金	13,618
		基 本 金	24,230
計	23,259,146	計	23,259,146

業務経理

損益計算書			
○自平成23年4月1日 至平成24年3月31日 (単位：千円)			
費用勘定		収益勘定	
科 目	決算額	科 目	決算額
事 務 費	15,490	掛 金 収 入	34,319
代 議 員 会 費	1,325	交 付 金	-
事 業 費	9,007	雑 収 入	43
雑 支 出	1,203		
剰 余 金	7,337		
計	34,362	計	34,362

貸借対照表			
○平成24年3月31日現在 (単位：千円)			
資産勘定		負債勘定	
科 目	決算額	科 目	決算額
流 動 資 産	78,136	流 動 負 債	2,090
固 定 資 産	588	基 本 金	76,634
計	78,724	計	78,724

第2号議案 国民年金基金規約の一部を変更する規約について ※1

第3号議案 国民年金基金給付規程の一部を変更する規程について ※1

第4号議案 土地家屋調査士国民年金基金代議員及び役員に対する旅費並びに報酬補償規程の一部を変更する規程について ※2

第5号議案 土地家屋調査士国民年金基金職員旅費支給規程の一部を変更する規程について ※2

第6号議案 土地家屋調査士国民年金基金代議員補欠選挙について ※3

※1 来年度から国民年金の高齢任意加入被保険者が国民年金基金に加入できることとされたことから所要の規約、規程を整備したものです。

※2 母体である日調連の旅費規程が改められたのを契機に、経費削減を目的として基金も所要の規程を整備したものです。

※3 代議員1名の辞職により補欠選挙を実施。四国ブロック協議会選出の矢野太一氏(徳島会)が選出されました。

今後とも国民年金基金ホームページを利用していろいろな情報をお届けします。

平成25年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度のご活用をご検討ください。

出 願 要 領

出願資格(1) ～ (3)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

◎出願資格

- (1) 高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2013(平成25)年3月卒業(修了)見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2013(平成25)年3月修了見込みの者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則第150条により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2013(平成25)年3月31日までにこれに該当する見込みの者

◎出願条件

- (ア)明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し合格後の入学を確約できる者
- (イ)日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けられる者
- 推薦条件：土地家屋調査士を希望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
- 本入学試験制度は後継者育成が趣旨ではありますが、現在、既に会員(土地家屋調査士)である者についても出願することができます。
- 出願者と出願推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨にご留意くだされば結構です。

◎試験科目：面接のみ

※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎願書受付期間等

A日程 → 受付は終了しました。

B日程

- (1) 願書受付期間…2013年1月31日(木)～2月13日(水)(出願書類提出は日調連宛郵送必着)
- (2) 試 験 日…2013年2月24日(日)
- (3) 合格発表日…2013年2月28日(木)

※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せてください！

入試要項のお取寄せ・お問合せは明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

ち ょ う さ し 俳 壇

第331回



吉備路

水上陽三

神渡し吉備津の宮の比翼かな

高松城址公園

その上の兵の声破れ蓮

自刃碑や羽柴陣より秋の鐘

吉備路

先々の吉備路は秋の祭りどき

一向に稲架を見掛けず刈田増ゆ

五重の塔二百年目の秋入り日

秋の旅鶯羽山より瞰て締めくくる

雑詠

水上陽三選

東京 黒沢利久

どの樹にも鳥の声ある秋日和

妻と見て日を宿しある式部の実

秋の日の水面に亀の甲ふたつ

秋晴や中学校の大時計

妻の読む推理小説文化の日

冬青空「雲母」に拠りしころの風

茨城 島田 操

行く秋や我も過客の一人にて

俳諧を良き友とせり文化の日

長居して傘借る羽目に初時雨

散歩にも足の向く道野紺菊

俳句詠む人みな親し一茶の忌

老農のただ黙々と暮早し

埼玉 井上晃一

秋深し親が出迎へ部活の子

老人も宝探しに運動会

赤い羽根つけてテレビの人となる

静かなる昼の田圃に威銃

釣瓶落し校舎の窓に灯の点り

今月の作品から

水上陽三

黒沢利久

妻の読む推理小説文化の日

四大節の一つ明治節が文化の日となって

久しい。近頃は日の丸を掲げる家庭も少な

くなり祝日を祝うという感じは稀薄になり

つつ有る。一方この日を中心に各地で文化

祭行事が行われるようになった。祝日を祝

う日から日本文化を楽しむ日へと変遷した

のである。ところで掲出句。近頃の推理小

説ばやりを少しばかり揶揄しながら遠回し

に近來の文化の日の現状をうがった俳諧味

を買う。

島田 操

散歩にも足の向く道野紺菊

保健上散歩の良いことはわかっているが

さてどれ程の人が毎日散歩を楽しんでいる

だろうかと思うとき、その数は多いようで

案外少ないのではないだろうか、勿論環境

によつて気軽に散歩のできる場所の有る無

しにも左右もされる。かくいう私も郊外住

静かなる昼の田圃に威銃

井上晃一

まいなので散歩の場所には事欠かない。したがって幾つかのコースを設定しておいて毎日約一万歩の散歩を楽しんでいる。しかし、掲出句のように足の向く道、向かない道があつてとかく偏りがちになる。そんな気持ちを代弁してくれたのが掲出句ということになる。

実りの秋の田圃は刈り入れを迎える直前になると全く人影もみえず静まり返っている。最近以案山子の効能も聞かぬので自動的に銃声に似た音を発し群雀を追い払う仕掛けが、威銃として用いられている。

人は幼少年期に馴れ親しんだ風景が生涯心の底に残るもので、俳句作者はその風景を原風景と呼んでいる。私の現風景も田園風景なので、掲出句のように、虚飾のない素直な作品に引かれてしまう。

※最近掲出句の数が減り残念に思っています。本欄に興味のある方の積極的な投句をお待ちしています。葉書若しくは二百字詰め原稿用紙を用い、十句以内をしたため連合会広報部あてお送りください。

広報部

平成24年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。

旭日双光章

大野 道伯（岐阜県土地家屋調査士会）

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
岐阜会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成15年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

内木 重治（広島県土地家屋調査士会）

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
広島会理事、同副会長、同会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、現在広島会名誉会長、73歳

黄綬褒章

杉山 勇（茨城県土地家屋調査士会）

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
茨城会理事、同副会長を歴任
平成12年法務大臣表彰等、現在茨城会相談役、75歳

黄綬褒章

鈴木 洋美（福島県土地家屋調査士会）

昭和53年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
福島会理事、同副会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、63歳

黄綬褒章

中岡 博之（大阪土地家屋調査士会）

昭和49年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
大阪会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成21年法務大臣表彰等、65歳

黄綬褒章

中村 宏道（大分県土地家屋調査士会）

昭和55年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴31年
大分会理事、同常任理事、同副会長、同会長、
日調連理事を歴任
平成22年法務大臣表彰等、56歳

黄綬褒章

村上 昭一（函館土地家屋調査士会）

昭和29年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴57年
函館会理事、同常任理事を歴任
平成19年法務大臣表彰等、80歳

黄綬褒章

茂利 仁史（鹿児島県土地家屋調査士会）

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
鹿児島会理事、同副会長を歴任
平成7年法務大臣表彰等、78歳

※受章者の年令・歴に関しましては、
平成24年11月3日発令日の年令・歴
です。

兵庫会

「便利グッズ紹介 ＜ポイズンリムーバー＞」

但馬支部 五十嵐 清高



『会報HYOGO』第545号

測量や立会の野外の仕事でスズメバチやマムシ等危険な生き物に遭遇する機会が多い業種だと感じます。

そして、スズメバチに刺された話はよく耳にします。是非携帯されることをおすすめします。

毒虫や毒蛇に咬まれたり刺された場合は直ぐに毒液や毒針を吸引

するのがよいとされていますが、効率よく吸引することがなかなか出来ないもので、道具があれば助かります。

そして、数人が一斉にスズメバチに襲われる場合もありますので、一人に一つずつ持つほうがよいと思います。

使い方も簡単で、何度でも使用

可能です。注射器の形をしていて、傷のある場所や大きさにあった吸引口をセットし毒を吸い出させます。圧して使うタイプと引いて使うタイプがありますが、患部付近を押さえながら使うことや、刺された本人が使用する時などは圧して使うタイプのほうが操作が簡単でできそうです。

『ハチに二度刺されると死ぬ』とか聞くと迷信のように思いますが、一度目に抗体ができ、二度目のハチ刺傷によりハチ毒が再度体内に取り込まれると肥満細胞が活性化し、化学伝達物質が体内に放出されてアレルギー症状をひきおこし呼吸困難や血圧低下を引き起こし生死に関わるとされています。体質にもよるようですが、アナフィラキシーショックと言われるものです。近所の女性が自宅の庭でスズメバチに刺され、その方は二度目であるため、救急車を呼びドクターヘリで搬送されました。大事には至らず当日元気に戻られ安心しました。

一度全身症状が出れば、医師の処方薬剤の入った注射器を持たれているほうがベストとは思いますが。

ポイズンリムーバーを持とうと思ったのは地籍調査の手伝いをし



ポイズンリムーバー



吸引の様子

ていた時に現地立会の山で一人がスズメバチに刺され、市役所の担当者がすぐにこれを使い処置をされました。腫れも少なくその後の仕事もこなせて、刺された本人はアシナガバチに刺された程度の痛みだと言われ、急いで仕事用と家庭用を購入しました。

また、数年前にも公共事業の立

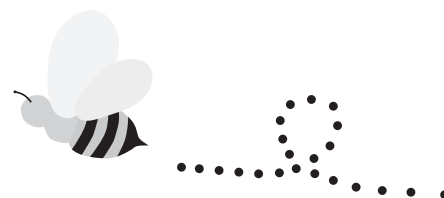
会するとき、一斉に数カ所で立会が行われた中の一つのグループでスズメバチに刺された人が不幸にも亡くなったことがありました。とても残念で他人事ではないと実感しました。

マムシやヤマカガシに咬まれたときでも使え、まず毒を吸い出し心臓に近いほうを縛るそうです

が、口で毒を吸い出すのは推奨されていません。

いつ事故が起こるかも知れませんが、日頃から応急手当の仕方は心得ていたいものです。

余談ですが、ミツバチに刺されて吸引しましたがまったく効果がありませんでした。



編集後記

仙台セリと新・仙台名物「セリ鍋」

春の七草に出てくるセリは、清少納言の時代からある日本古来の野菜で、お雑煮や鍋には欠かせません。私が子供の頃に過ごした名取市下余田は、名取川水系の豊富な地下水脈を利用して、江戸初期からセリを栽培し、全国一の生産高を誇っているところでもあります。

この寒くなった頃に仙台で食べる鍋物は牡蠣や鮭の鍋だろうと考える方が大半だと思いますが、このごろの仙台でのナウな鍋は、セリを根っこから全部を食する「セリ鍋」です。

初めての方は「あのセリを鍋にして食べるの。」と言われますが、食べ終わった後には、「いいものを食べた。」と言っているだけです。来仙して一杯をやる時には、ぜひ「セリ鍋を。」と注文してみてください。

お店でもいただけますが、ご家庭でも簡単シンプルでしかもリーズナブルな食べ物となります。材料は根っこごと5センチ位に切ったセリと一口大の鶏

もも肉だけです。これを醤油味の鍋にさせていただきます。

これよりもっと財布にやさしくしたい方には、鶏肉の代わりに油揚げと鶏がらスープの素をお勧めします。反対に物足りないという方でも、ササガキごぼう、豆腐、長ネギ、シメジで止めてください。鴨肉まで手を伸ばすのは贅沢といえます。

鶏肉を入れたスープが煮えたら、根っこの部分を入れてひと煮立ちさせます。これで出来上がりです。茎や葉の部分は、しゃぶしゃぶさせていただきます。セリはあくが強いので煮過ぎは厳禁です。シャキシャキの食感でおなかいっぱい満たしてください。左利きの方は、日本酒の熱燗と一緒にどうぞ。

残った出汁には、ご飯か餅を入れて雑炊にして一鍋を平らげてください。

新・仙台名物の「セリ鍋」を紹介させていただきました。

広報部次長 岩瀬正知

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 竹内 八十二

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
(以下「日調連特定認証局」)が発行するIC
カードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

日調連特定認証局が発行する
電子証明書は、ネット等の世界において
「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、
オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作
成したデータ(一部署名できな
いものもあります。)
に署名する場合等
に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明
書の取得方法」、「オンライン登記申
請の準備方法」及び「電子証明書の再発
行方法」など様々な手続の説
明をしているので、よく
読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築
し、ICカードを全員が所持する
ことは、オンライン申請に対応で
きる組織としての能力があること
を宣言する第一歩だよ！

モグ

【不動産登記法が要求している3本柱】

不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけてい
るといえます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意事項☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もありますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。よろしくお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申し出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

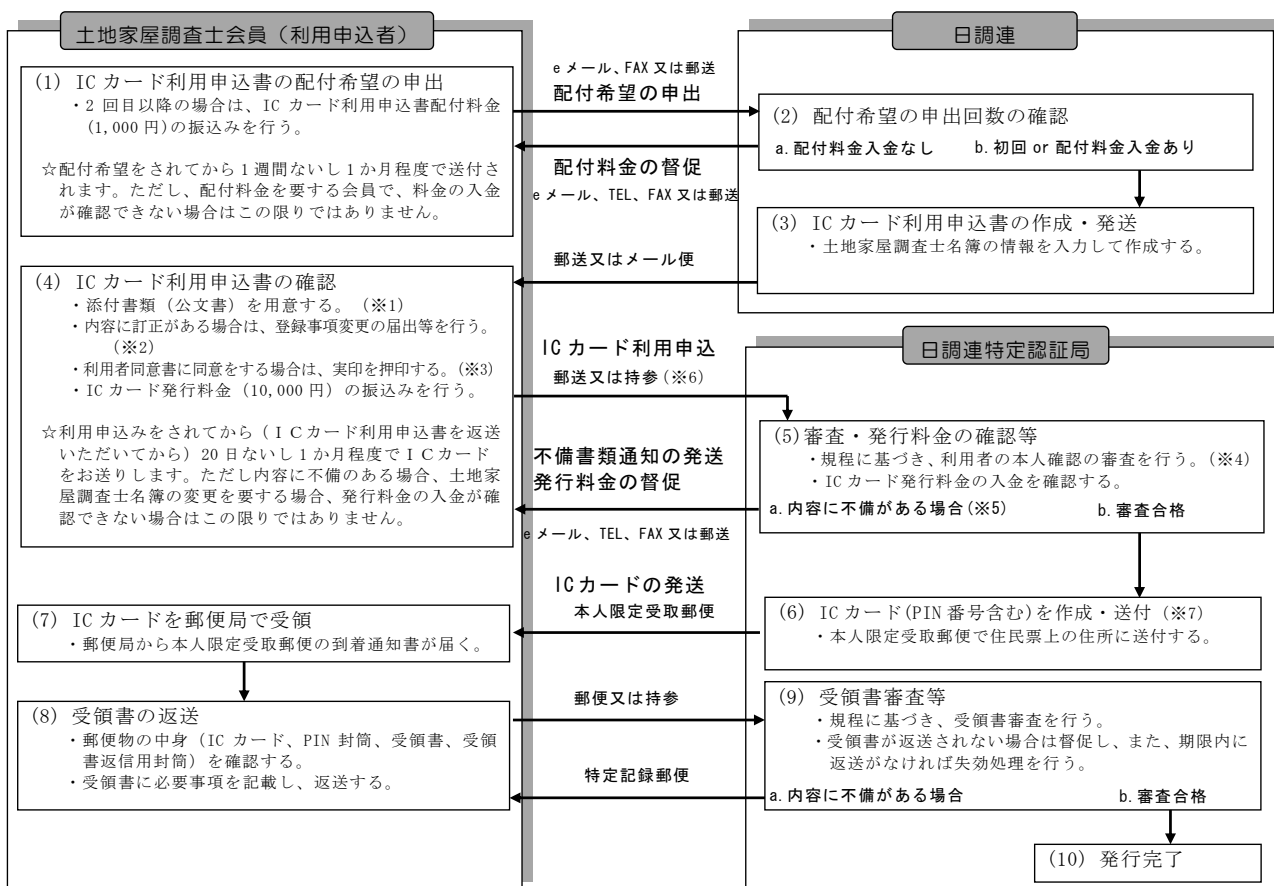
なお、市町村合併等により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、同事項変更完了後に利用申込書の発送となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書の配布については、以下のとおりとなっております。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



(※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。

(※2) 日調連特定認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連特定認証局に送付してください。

(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。

(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。

特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。

(※5) 日調連特定認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。

(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。

(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。

(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

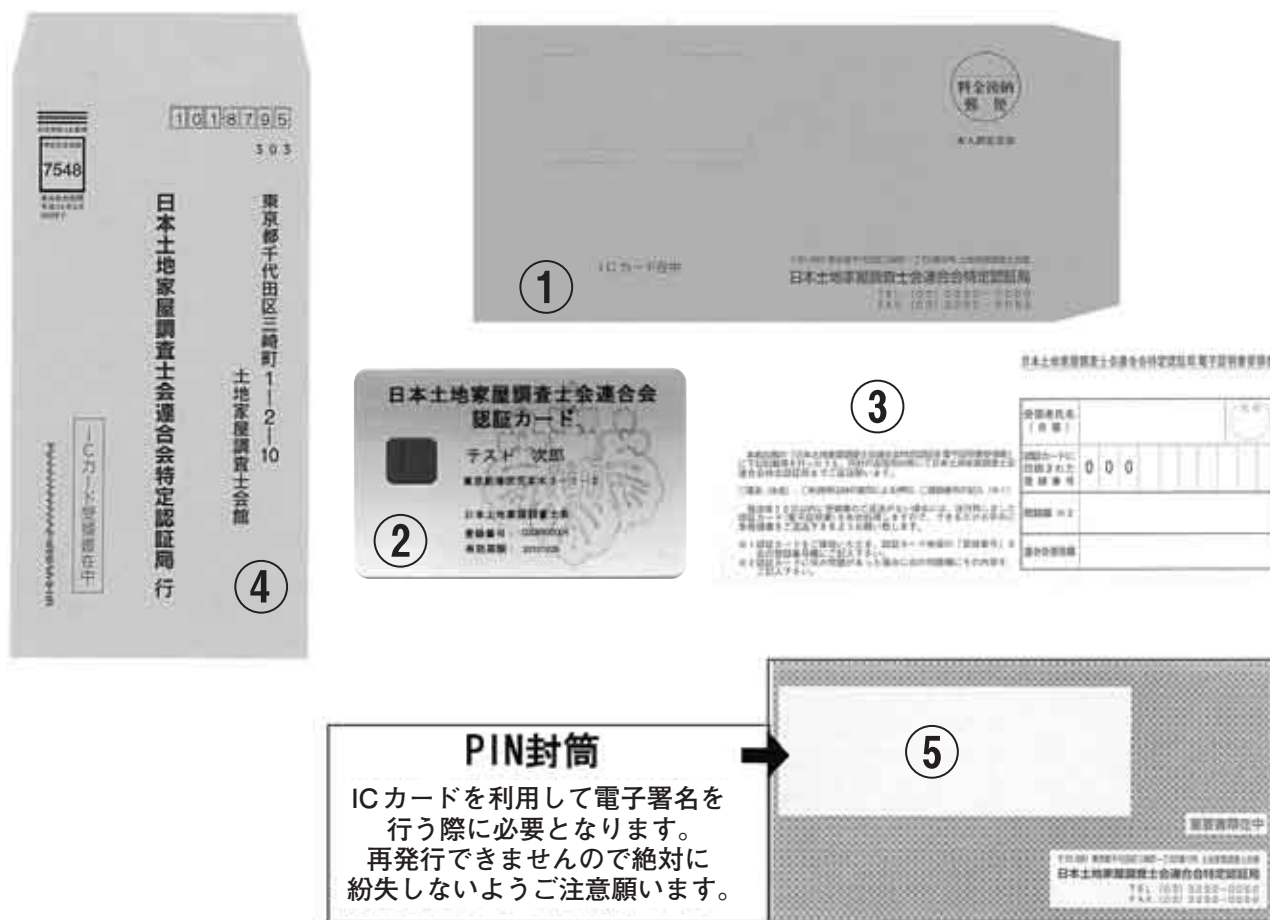
- ①下記②～⑤が入っている封筒
- ②ICカード
- ③日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連特定認証局あて送付願います。

- ④受領書返送用封筒
- ⑤PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連特定認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続が必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連特定認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連特定認証局(電話：03-3292-0050)あてに、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省登記・供託オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)のオンライン申請ご利用上の注意を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/authentication/iccard.html>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

法務省「登記・供託オンライン申請システム」ホームページ(<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成24年10月末日現在で累計21,557枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 竹内八十二
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁+氏名
(例: 東京会の1番「調査士華子」の場合、0100001「調査士華子」)
なお、会番号は、「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

※インターネットバンキングでお振込の場合は、確認画面を印刷したもので差し支えありません。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		